

平成 21 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 21 年 6 月 16 日（火曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

19 番 阿部 五一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において伏谷修一議員及び米澤まき子議員を指名いたします。

この際御報告申し上げます。

本日、19 番阿部五一議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 一般質問

○議長（石橋源一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力願います。

6 番金野次男議員の登壇を許します。

（6 番 金野次男議員登壇）

○6 番（金野次男議員）

おはようございます。

私の質問は、危機管理対策についてですが、市行政情報保存データのバックアップシステム等について伺うものでございます。

あのときから 1 年、我がふるさと栗原で発生した岩手・宮城内陸地震、11 カ月ぶりに 2 人の御遺体が発見され、私は「お帰りなさい、安らかにお眠りください」と。また、11 カ月ぶりに我が家、自宅に戻った 99 世帯 245 人、住民はこれから本格的な生活再建に向け大きな節目を迎えることと思います。岩手・宮城内陸地震では、県内において死者 15 人、行方不明者 8 人、住居被害 1,902 棟、その他電気・水道・ライフライン等に大きな被害を及ぼし、その予想外の被害には、私たちは改めて、地震はいつどこで発生しても不思議ではないと思知らされました。

また、死者 28 人を出した 1978 年の宮城県沖地震から 31 年がたち、周期的に発生する宮城県沖地震が次に起きる確率は、30 年以内に 99%、10 年以内に 70%、国内で発生が予測されている大規模な地震では、最も可能性が高いです。宮城県沖連動型が起きた場合の県内の被害想定予想最大震度は 6 強、建物等の全壊・半壊は 6 万棟、人的被害は死者・負傷者約 6,000 人、短期避難者数約 13 万人と第 3 次宮城県地震被害想定調査で発表されております。

本市においても、「広報多賀城」において、「備えあれば 憂いなし」気になる「宮城県沖地震」心得や「津波」の心得を市民に周知徹底に対しては評価いたします。

私は、最初に一般質問したのは、東庁舎地下室の電子計算室、いわば行政運営の頭脳とも言える電子計算室が、なぜ地下室に設置され、各部、各課に分派されているサーバーシステムが疑問で、集中管理すべきではないかと申し出ました。財政当局の御努力により、平成 16 年 10 月から運用し、現在に至っております。

確率の高い宮城県沖地震、当市庁舎においても、被害の及ぶことは容易に想像できます。今や時代の流れで、業務の大半がコンピューターを利用して行われております。これが停滞した場合、市民生活にも重大な影響を及ぼすものと想像されます。当局・市民の保存データ等は、二重保存管理、本体と複製で保存すべきと考えますが、当局の情報を合理的に

総合した、市行政情報システムについてどのように考えているのかを伺うものでございます。

2点目に、新型インフルエンザ対策についてでございます。

今まで私は、感染症と言え、皆さん御存じのように3大感染症はエイズ、結核、マラリア、その一つである結核は、毎年世界で900万人以上が新たに発症し、毎年160万人が死亡、我が国においても結核の発病者は毎年2万5,000人以上、死亡者は毎年2,000人以上です。単純に計算しても、毎日5人の方が亡くなっているということでございます。ここ1カ月前、驚きと恐怖の新型インフルエンザ感染者、成田空港で国内発の感染者、カナダから帰国した大阪の高校生、確認されたのは5月9日です。海外渡航歴のない国内初の感染者は、これも高校生が神戸で見つかり、危機レベル第1段階・海外発生期から、第2段階・国内発生期早期に引き上げられたのが、5月16日です。東京都と神奈川県で関西以外の地区で初の感染者は、ニューヨークから帰国した高校生が見つかったのが5月20日です。東北では6月9日に感染が明らかになり、県内では感染患者は6月10日に確認、発表されました。

かくして、マスクの売れ切れが続出、白いマスクで感染防御を固めた人々が往来、学校は休校、イベントは中止、関西地区を初めとする国内外の修学旅行は2,000件以上がキャンセル、現在、日常生活に戻りつつあるとはいえ、新型インフルエンザをめぐるこの1カ月余りは一体何だったのか。

本市においても、市民の相談窓口やホームページに感染予防対策を掲載、また学校等においてチラシを配布、市民へ注意を呼びかけた努力に対しては、早い措置だと思えます。でも、今後到来するウイルス対策の予行演習は、万全とは言えません。新型インフルエンザで、市民の生活支援や弱者対策等の何かの教訓は得たものと思われま。危機管理とは、常に最悪の状態を考え、周到な準備、流行の規模や周期によって流動的な部分が多いが、最小限従事する人たちの防護衣や防護服、また市民に配分する防護マスク等を確保していると思えますが、当市のインフルエンザウイルス対策として、今後の対応について市長のお考えを伺うものでございます。

次に、武道によって青少年の健全育成を。

平成20年3月告示の新しい学習指導要領において、現在選択履修である武道が、平成24年度から必修化になることが明記されました。貧困なスポーツ環境整備として、スポーツ予算は全体で約225億円、大きくは二つの柱になっております。一つは、競技力向上戦略の推進、二つ目は地域スポーツ環境の整備。地域スポーツ環境の整備の中の一つとして、中央教育審議会、文部科学省諮問機関、スポーツ青少年分科会、学校保健安全部会は、平成21年度の予算に安全・安心な学校づくりへの貢献として、全国中学校の武道場整備費に約40億円を盛り込んで、中学校の授業で武道を必修化する方針を決めました。早ければ平成23年度にも実施される、承知のとおりであります。これは伝統文化の尊重を受けたもので、必修化によって武道は中学生により身近なものとなると思えます。

歴史を見れば、終戦直後、軍国主義や愛国主義を排除するために、連合軍総司令部GHQは、学校における武道教育の禁止、修身、日本史、地理教育の停止などとともに、武道の禁止を指令しました。日本武道にとっては不幸な時代だったが、昭和26年の指令解除によって全日本剣道連盟など各種団体が再建され、武道復興の道を歩み出しました。こども武道憲章の冒頭に「武道は、日本古来の武勇を尊ぶという精神を受け継ぎ、長い歴史の中で培われ発展してきた伝統文化である。武道は、礼儀正しさを身につけ、技を磨き、心身を鍛え、立派な人になるための修行の方法」と明確にうたっております。武道は礼に始まり礼に終わるといわれ、近年は、スポーツとして勝敗にこだわる傾向が見られないではない

が、武道本来が持つ精神修養面の重視の姿勢は、いまだ衰微していないと思います。公徳心が低下し、公共マナーが乱れ、目につく今日にあって、武道の必修化は、まさに「健全なる精神は健全なる身体に宿る」、次代を担う青少年育成に貢献すると思います。

指導要綱に定める武道には、柔道、剣道、相撲が掲げられていますが、地域の実態に応じて、なぎなた、弓道を取り入れております。私も武道の端くれ愛好者の一人として、大変喜ばしいことでありますが、ただ手放しに喜んでいただけるわけではありません。仏をつくったら魂を入れなければなりません。完全実施に向けて年間指導計画を見直し、体育科教員の役割分担、中学校の環境整備の現状把握、用具の確保などについて計画的に実施していかなければならないと考えております。

特に、指導者養成は、準備段階できっちりと目標を立てて取り組んでいただきたいのであります。

私の武道の体験からの人づくりは、指導者が何を教えるのか、目標、目的を明確にした上で指導していくべきです。確実な基本、基礎動作を継続的に練習し、武道の楽しさや喜びを味わい、またお互い尊敬し合い、子供たちの立場に立ち目線を下げ、指導することが大切であると思います。今後、当市は、地域の指導者、団体等の協力を通じて、学校における武道の充実を図ると思いますが、当市の考えを伺うものでございます。

次に、第二中学校の弓道部の新設についてでございます。

通告書へ3校の弓道部、部員数を書いております。多賀城中62名、東豊中50名、高崎中72名、合計184名記載しておりますが、その他4校で剣道部員が94名、柔道17名、相撲、なぎなたゼロ名となっております。武道において弓道は、中体連等において当市弓道部の活躍は市民に感動を与えるくらい活躍しておりますことは、皆さんも御存じのとおりだと思います。なぜ二中にだけ弓道部がないのか。当市においても、少子高齢化、指導者不足、施設不足などさまざまな課題があり、また一部の学校においては、部活動活性化どころか、存続の危機にある部もあると聞き及んでおります。現代のスポーツの流れに沿って部活の人氣があると思いますが、24年必修化のチャンスに向けて、関係諸団体との調整もあろうかと思いますが、第二中学校の弓道部の新設を望むものでございます。

以上、2点の関連で、公立中学校武道場の設置状況はどうなっているのかということ、19年度までは、北海道から南は沖縄まで学校数1万150校に対し、武道場設置学校数4,769校です、設置率47%。宮城県はというと、220校に対して126校が設置され57.3%です。全国で断トツは、愛知県の413校に対して364校88.1%という数字です。愛知県全体として、特に弓道に力を入れ、全国大会等で常に上位に入賞しているのは、全国でもいち早く連盟で十数年前から中学校武道の推進整備に取り組んだ成果と伺っております。

史都のまち多賀城から、県内、いや日本へ、「武道によって青少年の健全育成を」と叫ぶことを願い、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

それでは、市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野議員御質問の1点目であります危機管理対策に係る行政情報システムについてお答えいたします。

御承知のように自治体におけるさまざまな行政サービスが電子化している現在、継続的な行政サービスの提供を行うためには、行政情報システムの安定的な稼働が重要な課題であると考えております。このことから、本市では、地震等の災害が発生した場合に情報システムの損害を最小限にとどめるため、先ほど金野議員から御指摘のとおり平成 16 年 10 月から電子計算室を東庁舎地下から西庁舎 5 階に移転し、ホストコンピューター室並びにサーバー室を集中管理することにより、情報システムの安定的な稼働に努めているところでございます。

また、行政報告で申し上げたところでございますが、少数精鋭の職員による質の高い行政サービスを実現するため、新しい行政情報システムを構築することとし、平成 22 年 10 月の稼働に向けて取り組んでいるところでございます。新しい行政情報システムにつきましては、震度 6 強の耐震構造と自家発電装置等を有する民間事業者のデータセンターに当市のサーバーシステムを設置し、データセンターと本庁舎を専用回線で接続するシステムを導入する予定でございます。

新システムの導入後は、本庁舎並びにデータセンターにバックアップデータを保管するシステムを設置し、データの保存を二重化することで回線の障害等による通信が不能となった場合でも、行政サービスが停滞することがないように対応いたします。

このように、危機管理対策を視野に入れ、安定的な行政情報システムの稼働に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、新型インフルエンザに関する御質問でございますが、6 月 11 日に WHO がフェーズ 6 の感染症の世界的大流行を宣言し、世界的には、さらに警戒が必要な状況となっております。本市のこれまでの対応につきましては、行政報告で申し上げたとおりでございますが、WHO が 4 月 30 日に警戒レベルをフェーズ 5 に引き上げたことを受けて、相談窓口を開設することとし、5 月 2 日から 5 月末までの間、連休、土曜・日曜も含めて市民からの相談に応じてまいりました。この間、ホームページや 6 月号の広報紙で予防法について周知したほか、国内感染の状況では 10 代の発症が多かったことから、集団感染を回避する上からも、新型インフルエンザ予防についてのチラシを作成して、公立、私立の保育所、各小中学校の児童生徒を通じて各家庭へ配布し、うがい、手洗いの徹底を呼びかけてまいりました。また、各施設においても、手指の消毒液を配置し、利用者に対しても手洗い、うがいの励行を呼びかけてきたところでございます。

また、感染の拡大につれ、一般的な予防に必要とされるマスク、消毒液等も品薄になりつつあったことから、緊急に手配をし、当面必要とされるマスク等の確保に努めたところでございます。

今後の対応でございますが、5 月 27 日に開催された宮城県の会議において、各市町村で行動計画を作成するよう要請されたところでございます。

本市では、冬場のインフルエンザが流行する前の 9 月末ごろまでに、国・県の行動計画等を参考に作成したいと考えておりますが、国では今回の状況も踏まえ、既存の新型インフルエンザ行動計画の見直しも検討されているようでございます。したがって、それらの検討状況も参考としながら、できれば 7 月末ごろまでに本市行動計画の素案をまとめ、その後、塩釜保健所や 1 市 3 町と協議、調整を図った上で、次の流行期に備えたいと考えております。その中に、具体的な職員の行動マニュアルや弱者支援対策、必要とされる物資の備蓄等についても明記してまいりたいと考えております。

第 2 番目の武道によって青少年の健全育成については、教育長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

武道による青少年の健全育成については、私から御回答申し上げます。

御質問の武道を履修することは、我が国の伝統や文化に触れるよい機会であると考えております。

平成 24 年度から完全実施となる中学校新学習指導要領の中では、「武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化により一層触れることができるようにすることが重要である」と示されました。このことについて、市内各中学校においては、従来より武道の中から柔道を授業に取り入れております。

おかげさまで、本市においては、先進的に武道館が 4 校とも整備されていることから、今後、学校の実態や関係団体への支援の意向なども考え合わせながら、新たな武道の導入が可能かどうかについて学校と相談を重ねてまいりたいというふうに思います。

次に、第二中学校に弓道部を新設すべきではないかという御質問につきましては、生徒数が減少傾向にあることや現在ある部活動に与える影響を考慮すると、部の新設は難しい状況にあると思われませんが、なお学校と相談をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6 番（金野次男議員）

まず、危機管理全般についてですが、まず 22 年 10 月に向け、震度 6 強に耐えるをやるというが、私は、役所の方に枝線を持ってくるのか本体を持ってくるのかは別としましても、やはり二重管理すべきだと思います。このように、今いつどこに来てもおかしくない地震に対して、必ず庁舎は崩れるという想定でやって、このサーバーシステムは、本体は危機管理の頑丈なところ、仙台なら仙台にアウトソーシングでもいいから、そういう委託をすると。多分市長は、そのように 22 年 10 月まで受けると思いますので、その辺のやつを要望しておきます。

なお、新型インフルエンザ対策、きょうの新聞を見ると 636 名という人数を出していますが、今市町村で策定との市長の答弁でありましたけれども、これは県とか保健所の指導を受けて市町村で策定するものだと私は思っていたんですけども、先ほどの答弁で、市町村で策定して 7 月末までに案をまとめるということですが、国民保護法と違って、これは国から県、市と流れてくるものではないと思うんですよ。それに基づいて、この新型インフルエンザには、まず市町村で何をすべきかということ、しっかりと 7 月までに案をまとめてほしいと思います。これは回答は要りません。

さて、教育長、ちょっと……、今から学校に行って相談して決めるという、主にどっちの答弁でしたか、文部科学省では、これは 20 年度に出しているんです。それに基づいて、当

市は必修化に向けてどうするのかというのを何回か教育部門で議論されて、学校に出しているものばかりと私は思っています。22年度、23年度に向けて、これから学校と関係と調整するという答弁をいただいたんですけども、しっかりと教育部局の方で、この必修化に文部科学省で出している予算40億2,600万円のかみ合いも精査をして、これから多賀城はどうしたらいいのか、青少年のためにどう導くのか、そういうのをしっかりと受けとめてほしいですよ。これから学校に行って校長と相談するという答弁では、私はちょっと納得しない面もあります。

弓道場においても、一番多賀城市において弓道が人気があるんですよ。それは、教育長も御存じのとおり多賀城の武道連盟においてもいろいろやって、新聞紙上で、子供たち、載るとうれいそうですね、やはり市民に感動を与えます。そういうもので、弓道も二中に、答弁には、おわかりです。私もわかっています。少子化の、それから部、それはわかっています。でも、今後さらなる検討をして、しっかりとした回答をもらいたいと思います。もう一度御意見を伺います。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

2点に分けたいと思います。

一つは、武道館です。4校そろっておりますので、これについては大変学校の立場からすると、子供たちの健全育成ということで大きな効果があると思います。特に、弓道というふうになってくると、これまでの経緯というのは、東豊中学校、それから高崎中学校、これは新設と同時に即つくったという点では、非常に流れがよかったです。

ただ、第二中学校の場合は、どういうわけかその辺のところは難しかったのか、途中でそれらにあわせて、やはり4校整備しようというふうなことになったのですが、ちょうど900人程度の生徒がいたころですね、その部活動がそのまま残っているという実態がありました。それで、生徒は、どんどんどんどん900人から700人、600人というふうにならなくなって、現在は400人づらづらなんです。

それで、流れが非常に難しいというのは、教職員もどんどん減っていきます。その中で、どの部活を毎年毎年休部にしていくかという悩みがあったわけでありまして、そんな経緯がありまして、本当にささやかな願い、4校ともそろえて何でやれないのかというのは当然わかりますし、昨年退職した鈴木校長先生にも、その辺のことをお話をしたのですが、今、やはりよその部活との関係で、「難しいなあ」という話をいただいているものですから、その辺のところの整理整頓、かなり部活動も少なくなってまいりまして整理整頓されておりますので、鈴木先生の話は別にしましても、新コーチが来ましたので、あるいは武道に対する流れも変わってきておりますので、これから聞きに行くというよりも、今後改めて相談しながら、意向を確かめながら進めていきたいということでありまして、以上です。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6番（金野次男議員）

今、教育長の方から、再質問で言いましたけれども、やはりこれから武道必修化によって体育部門の先生方がどのような指導をするのかと、それをもう一度しっかり念頭に入れておいてください。

ただ、第二中学校の弓道部においては、子供たちのアンケートもよくとって、弓道をやりたくて総合体育館の弓道に来ている子もいます。また、おいおい、いろいろな大会なんかに行つて、弓道だけは難しいと思うんですよ、1人では。しっかりと部活の顧問とか部長がついて初めて各種大会に出るものですから。その辺も、子供たちの意見も聞いて、あと1年後にもう一度質問させていただきますので、それまでしっかりと御回答をお願いします。終わります。

○議長（石橋源一）

次に、18番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18番 昌浦泰己議員登壇）

○18番（昌浦泰己議員）

私の質問は、市とEM菌とのかかわりについてであります。

「はたけ」という文字は二つあります。火へんに田と書く「畑」と白の下に田と書く「畠」であります。火へんの畑は、雑草や作物の茎を火で焼いて肥料とする畑のことです。もう一つの畠は、日本でつくられた国字で、水田に対して水気の少ない白く乾いた耕作地を言います。真偽のほどは確かめておりませんが、ある席で、火へんの畑は、本来人類が最初に農作を始めた際に焼き畑の農法を取り入れたので、火へんに田と書く「畑」という字ができた。焼き畑で開墾した土地に何年か作物を植えて収穫しているうちに、水気の少ない白く乾いた耕作地となったので、我々の祖先が「畠」の字をつくって区別したと、友人がそう話しておりました。まんざらうそとは言えない説得力がある言葉だと私は感心して聞いておりました。

自然遺産のテレビ番組で、アメリカのイエローストーン国立公園では、火災が起きた場合は極力人の手での消火活動はせずに燃えるに任せていて、焼け跡から自然が再生することで森林交代をさせていると知りました。これは、焼き畑と同じです。焼き畑と聞くと、私は森林破壊の元凶のように考えておりましたし、環境によくない粗放な農業のようにも思っておりましたが、調べてみると、むしろ持続可能な農業であり、森と共存する農業でありました。焼き畑は、数十年のサイクルで焼いて植え、その後地力が回復するまで休ませ、よい灰ができるだけの緑が育つのを待って、また焼くというやり方です。地域によってまちまちですが、30から50年の周期で火入れをして、焼いた初年度にはソバ、翌年は雑穀、地力が落ちてくる3年目には小豆や芋を植えます。その後は、杉を植林し、育ったころ再び焼きます。山を育てながら続けていく気の長い農林業なのが焼き畑です。

新潟県や東北地方の日本海側では、焼いた後すぐにカブを栽培します。火入れした翌日、まだ地表が熱いうちにカブの種をまきます。灰の熱が種の発芽を促すのです。焼き畑の火で雑菌や害虫を焼き殺すため、農薬も除草剤も手間も要らずに作物が育ちます。また、灰に含まれるカリウムなどのミネラル成分で、肥料も水さえも要りません。そして、焼き畑で育った作物は、栄養価も高いのです。

前述のイエローストーン国立公園では、火災の熱で松の種子が発芽しています。人類最古と言っても過言ではない焼き畑農法は、農薬も除草剤も手間も要らない効率のよい農法で、かつ環境に配慮した農法であることを私は知りました。

西洋史を勉強していると、中世ヨーロッパの農業形態で三圃式農業を学びました。三圃式農業は、アルプス以北のガリア・ゲルマニアがローマの支配下に入ると、その影響で当時の地中海世界で主流であった二圃式農業、冬雨型の気候のもとで小麦の冬作と休閑を繰り返す農法が北ヨーロッパで広まりました。

しかし、中世になると、より北ヨーロッパの気候風土、夏に雨が降るんです。夏雨型に適した三圃式農業が行われるようになりました。収穫の土地を相互に牧草地として利用し合う、開放耕地制と播種時期の差による収穫のばらつきを避けるための耕作地をばらばらに配置する混合地制と併用するものでした。土地利用の高度なコントロールが必要となり、領主権力増大に影響したと言われます。地力低下を防ぐために冬穀、夏穀、休耕地、放牧地とローテーションを組んで農地を区分して耕作しました。休耕地では家畜が放牧され、その排せつ物が肥料になり、土地を回復させる手助けとなりました。現在の混合農業につながる農法です。飼料が不足する冬季に家畜を飼うことが困難という欠点があり、18世紀ごろに飼料の根菜植物、主にカブでございませう、を導入した輪栽式農業が主流となりました。これを農業革命と言われています。

私の幼児期には、母の実家がある石巻市河南町周辺では、春にレンゲが水田に咲いておりました。レンゲは豆科で大気中の窒素を取り込んで養分にできる植物です。ほとんどの植物は、土の中の窒素分を根から吸収します。だから、田畑の窒素分がなくなるので肥料をまきます。多くが石灰チツソです。酸性に偏った土をアルカリ性に変えることと、窒素分を補うのです。

しかし、豆科の植物は進化していて、大気成分の半分以上を占める窒素を直接利用できます。だから、昔は秋にレンゲの種をまいて春に備えました。春になり、このレンゲを肥料として使うんです。

このように農業生産には、地力のあるなしが大きく影響します。そして、生産性が拡大できる肥料をどう効率よく、しかも安価に耕作地に入れるかが、時代や地域の別なく人類の大きな課題であります。

微生物を畑にまくと作物の生育が促進され、収穫量が格段に増加することは、農耕に携わる人の夢であります。前述のレンゲは、根粒菌という微生物と深くかかわっております。近年、EM菌の存在が注目を浴びております。琉球大学農学部の比嘉照夫先生が発見して、全国に紹介して広まってきたものです。私たちの身の回りにいるいろいろなバクテリアの中で、生ごみを食べてエネルギーにかえて生きている幾つかの仲間が集まったグループをEM菌といいます。

平成19年3月5日の予算特別委員会会議録を読みますと、竹谷英昭委員の「農業後継者の育成並びに農家に対する財政も絡めた支援のあり方について」の質問に対して、板宮德行市民経済部次長兼農政課長は、「非常に厳しい財政の中でできることと申しますと、従来から進めております高品質でおいしい農産物をつくることで、予算のない中、職員がみずから汗をかきまして、EMのぼかし肥料の生産、普及に全力を注いでいるところでございませう」と答弁しております。

また、小林立雄委員の「日本の農業が国際的な競争の中で立ち行くのか並びに国土保全としての農業について」の質問に対して、前述の板宮德行市民経済部次長兼農政課長は、「なお、持続可能な農業ということになりますと、規模拡大もさることながら、現在置かれている状況でコストをかけないでハイクオリティーなものを生産するということになると、私は、現在ではEMの活用以外にはないというふうに考えております」、そう回答されました。平成21年第1回多賀城市議会定例会会議録を読みますと、平成21年2月19日の市

長の施政方針では、「農薬や化学肥料を削減する EM ぼかし肥料施用の普及に努め、安全で安心な農作物の生産を促してまいります」と述べられております。

私は、かねて、本市では EM ぼかし肥料の普及に努め、安全で安心な農作物の生産に努力していることに感心しておりました。この場におられる当選期数の多い議員、理事者の皆様御存じのように、私は食育に関して平成 14 年から数度にわたり一般質問させていただいており、食に関するあらゆるものと近年は雑穀の研究をしております。実は、その関連から、私の手元にある公開シンポジウムの講演資料集及び公式の見解が今年 4 月に届きました。いささか古い資料ですが、1996 年、平成 8 年 8 月 23 日の日本土壌肥料学会が東京農業大学 100 周年記念講堂で開催した「微生物を利用した農業資材の現状と将来」という公開シンポジウムの講演資料集です。見解には、次のように書かれておりました。「日本土壌肥料学会では、微生物資材専門委員会を構成して、EM 菌などの微生物資材の評価法に関する議論をしてきた。その議論の過程において、EM 菌に関しては以下のような見解を持つに至った。」と。1) でございます。資料原文のままでございます。「EM 菌に関しては、化学的な評価の対象になるような研究論文が、開発者からも、その他の研究者からも化学誌に発表されていない。2) 第三者が、その有効性に関して追認試験を行う場合に必要となる化学的データや情報、すなわちどのような状態の菌をどのように土壌へ施用すれば、あるいは堆肥肥料に混合すれば効果があらわれるのかに関する情報が、研究論文として発表されていない。3) 国立、公立の試験研究機関や大学の研究者がこれまで試みた EM 菌に関する研究では、EM 菌が自然界の微生物あるいは他の微生物資材より有効であるということを証明できた研究はない。」、ここで中略させていただきます。「本学会で得た EM 菌などの微生物資材の評価法についての結論は、本日」、これは 1996 年、平成 8 年の 8 月 23 日を指しております。「本学会が主催したシンポジウムの講演集に、微生物資材専門委員、吉田富男博士の論文にまとめられている。これと照合すると、現在の EM 菌は微生物資材として評価にたえるものではなく、その有効性は証明されていないと結論される。」、以上が見解の内容です。

私は、インターネット、その他文献におきまして、EM 菌について調べてみました。賛否両論の情報がはんらんしているというのが私の結論です。

本市は、さきに述べたように EM 菌に着目し、農政主管課長が普及に尽力し、市長の施政方針でも明言しておられるのですから、EM 菌の有効性に確たるものをお持ちのことと存じます。予算や決算特別委員会では、限られた時間内での質疑となりますから、今般の一般質問で市の見解を伺うことにいたしました。

そこで、一般質問通告書の質問用紙に記載した (1) EM 菌は、自然界の微生物、あるいは他の微生物資材より有効であるのか。1996 (平成 8) 年 8 月 23 日の日本土壌肥料学会シンポジウムでは、有効性は証明されていないと結論されたが、その後有効性が証明されたのか。(2) 本市の農政担当課では、EM 菌が有用であるとの見解から、本市の農業における普及を図られたが、現在は、この 2 点について御回答いただきたく存じます。

○議長 (石橋源一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

昌浦議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の EM 菌の有効性についてでございますが、EM 菌は、光合成細菌、乳酸菌、酵母菌の 3 種を中心とした有用微生物を培養した微生物資材であり、一般的には、米ぬか、菜種かす、魚かす等々まぜ合わせて有機肥料の EM ぼかしとして使用されております。

EM 菌を初めとした微生物資材は 200 種類以上もあり、農法もさまざまで、栽培する作物や土壌の条件等によって効果にばらつきがあるようです。これらを使用したことにより、効果があったという声があっても、なぜ効果があらわれたのか、その化学的根拠等については、まだ解明されていない点が多くあるようでございます。

しかしながら、EM 菌は、市内の小学校等のプールにも放流され、浄化作用の効果もあらわれているなど、有効利用されている事例もあることは事実でございます。

次に、本市の農業における普及の状況についてでございますが、最近では、どの農作物でも品種改良が進み、良品で一定の収量を確保できるようになりました。また、消費者からは、食の安全・安心が求められるようになってまいりました。このような中、本市では、平成 12 年度から農薬化学肥料の節減栽培の方法を模索し、有機肥料の EM ぼかし栽培を推進してまいりました。平成 13 年度には、野菜を中心とした農家 7 戸で EM ぼかし栽培が行われ、農家からは、野菜が均一に生育し品質向上が著しい、甘味が増した、同一品目の栽培での連作障害が回避されるなどの効果があるとの報告もございまして、現在では、野菜のほか水稻栽培へも普及し、使用する農家も 33 戸に増加しております。

また、地産地消の面から、地元の 17 戸の農家の方から学校給食の食材を供給していただいておりますが、そのうちの半数以上が EM ぼかし栽培農家でございます。

本市の農業は、都市近郊農業であることから、農作物を単に供給するだけではなく、いろいろな付加価値をつけることが求められております。昨今、消費者からは食の安全・安心が求められており、農薬や化学肥料の節減栽培や自然環境の面からも、有用微生物の働きを活用した農法の一つとして、JA 仙台とともに EM 菌の普及を促進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

今、市長の御答弁を聞いておりますと、一つには、いわゆる化学的な根拠がまだ証明されていないところだということをお返しいただいたと認識しております。

いわばこれは、なぜ EM 菌というのが多賀城市で、今メモっておりますと平成 12 年からですか、農業に取り入れられたのかなという、そういうことを私漠然と疑問に思ったものですから、今般のこの質問になったわけでございます。いわゆる有用微生物をつくった農法の一つと。そして、今現在、多賀城市の農家において広く普及しているというふうに理解して、EM 菌に関しては賛否両論がいろいろありますので、私自身は賛成の論、反対の論で論をするのではなくて、できれば化学的な根拠というものも当局がつかんでおられるのかというのを解明したかったのですが、その辺は、いわゆる使われていて、有用性が現在いろいろな農家で顕著にあらわれているということが回答ではないのかと認識しております。確かに、農薬とか化学的肥料よりは、このような有機物的な肥料の方が、より人の体に優しいので、これを今後も進めていっていただきたいと思っております。

また、EM 菌の普及に関しては、当局もそれなりのお考えを持って普及に努められたという経緯、その努力には敬意を表するところでございます。

わかりました。要は、まだ化学的なものは実証されていないけれども、使っていて有効であるから EM を使っているということで理解して私の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

ここで 10 分間の休憩をいたします。再開は 11 時 5 分となります。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 05 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは再開をいたします。

7 番森長一郎議員の登壇を許します。

（7 番 森 長一郎議員登壇）

○7 番（森 長一郎議員）

私の質問は、防災・防犯の大綱 2 点であります。

まず最初に、4 月 25 日土曜日の午後 9 時過ぎに下馬三丁目台山地区、通称桂島住宅地内でおきた擁壁崩落事故についてであります。

この場所は、かつて、平成 18 年第 3 回定例会の一般質問、平成 19 年第 2 回定例会の一般質問の中でこの地区を取り上げ、この地区に住居される高齢者や障害者の生活や災害時の避難及び救助等に対応しての生活環境整備について質問し、要望としていた、まさに急傾斜地崩落危険区域の指定を受けているこの地域で起こってしまったのであります。それが、この現場であります。

この写真につきましては、25 日、翌、明けまして早朝であります。ですから、皆さんが一生懸命対応されたその後でございます。御近所住民の方の聞き取りなどから、当夜は朝から降り続ける雨の中、突如地響きが起こり、最初は何が起こったかわからなかった。急いで外へ出てみると、約 10 メートルにわたり擁壁が崩れ、下の民家の玄関前をふさぎ、急ぎ消防関係、警察への連絡通報により、関係各位が早速現場に駆けつけられ、現場状況の確認後緊急措置をしたとのことで、幸いに人的被害に至らずに済み、何よりでありましたが、一部の住民の通行が一時遮断されたのであります。その後、通路は確保され、一部排水設備が強化、改善されてはいるようではありますが、崩れた擁壁部分はブルーシートで覆われたままであります。これが、おととい、さきおとといの状態であります。

崩落当夜にも、相前後して微弱な地震が続いており、異常気象により、雨が降ればゲリラ豪雨が懸念される昨今、再び同様な事故が起こらないとも限らないのであります。

そこで、再発防止のためにも伺いたいのですが、市の対応の経過、事故の原因、そして当地区は当然と思われるのですが、同様の急傾斜地崩落危険区域及び急傾斜地崩落危険箇所についての今後の対策についての御答弁をお願いするものであります。

次に、つい最近のことではありますが、6 月 3 日水曜日の早朝に県道利府七ヶ浜線下馬笠神トンネル下馬入り口付近の歩道及びトンネル上部ポケットパーク付近数カ所に、消火器散布のいたずらの痕跡、そしていたずらに使用されたと思われる使用済み消火器が数本発見され、早速多賀城交番に通報したところ、「市東部で最近ふえてきているが、消火器の盗難

届けが出ておらず、内偵はしているが、いまだ検挙に至っていない」ということであります。同現場で、歩道上に放置した使用済み消火器につまずいた目の不自由な方もいらっしゃることから、悪質ないたずらであり、これから夏真っ盛り、開放的な季節となっております。市民、市内各施設の業務用消火器等の管理の再確認と周知、対応を望むところではありますが、当局の防犯対策を伺うものであります。

以上、市民の安全・安心を守る防災・防犯の大綱 2 点についての当局の答弁を求めまして、最初の質問といたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の下馬台山地区の擁壁が崩落した事故についての市の対応でございますが、連絡を受けた交通防災課職員が現場に到着したときには、既に消防署員がブルーシートで現場被覆の応急措置を施しておりましたが、崩落により家屋の一部が損壊していたことから、その被災家屋に居住するひとり暮らしの高齢者に避難を要請する一方、家族と連絡をとり、翌 26 日の 0 時 50 分ごろ避難を完了させました。

また、同日の午前中に崩落した宅地の所有者と現場で立ち会い、状況を説明するとともに、現場復旧と被災者の支援を早急に行うよう指導いたしました。その後も、宮城県と連携しながら、所有者と連絡をとり合い、復旧に関する指導をしてきた結果、6 月 4 日に撤去作業をようやく完了したところでございます。

なお、現在は、本復旧の方法と構造設計について、土地の所有者が仙台土木事務所と協議をしているところであると伺っておりますが、市といたしましても、円滑に工事が進むよう引き続き地元との調整を行ってまいります。

次に、2 点目の事故の原因についてでございますが、宮城県からは、詳しい調査をしていないので、原因の特定はできないと申し伝えられております。

次に、3 点目の、この現場と同じような急傾斜地崩壊危険区域における今後の対応、対策についてでございますが、市内には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、宮城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域が 2 カ所ありますが、いずれも台山地区で、既に宮城県が急傾斜地崩壊対策事業を完了させております。今回の崩落現場は、基準となる高さや被害想定家屋数の要件に満たないため、その区域には指定されておらず、事業の対象とならないことから、土地の所有者が責任を持って適正な管理に努めなければならないこととなります。したがって、地形的に同様な状況にある他の急傾斜地においては、宮城県と連携して、土地所有者が工事を行う場合の技術的支援やパトロールによる監視に努めてまいります。

次に、消火器を散布するといういたずらの対応についてお答えいたします。

このいたずらについては、市内では 4 月から 5 件発生しておりますが、こうしたいたずらは、人身事故につながるのではないかと憂慮しております。市では、情報の収集を行い、広報紙やホームページ等を活用し、市民に注意を促してまいりたいと考えております。また、消防団や地域防犯ボランティア団体の方々にも協力を呼びかけてまいります。

なお、市から警察に対して巡回パトロールの強化を依頼するとともに、消防署にも防火対象施設の消防設備等点検時において、消火器所在の再確認と管理について指導されるよう依頼しております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

2件とも早い対応ありがとうございます。

まず、2番目の消火器の件なんですけど、けさ出がけに近所の方がいらっしゃいまして、うちの前の社宅の方なんですけど、社宅で3本消火器を盗まれた、ないということが発覚いたしまして、それで、すぐに、社宅ですので、会社の方へ被害届を出してくださいというふうなことでお話をしました。ということで、今そういう事件が起こっているということが、まず周知されていないと、なかなかそこに着目しない。消火器があるべきだろうというふうなことで、なかなかチェックをしない。非常時には非常に大切なものでありますけど、消防署は、警察と同じように、何も無いときには平和で余りにしないというふうなものでありまして、たまたまそういうことが起こって話題に出したらば、3本なかったと。

ただ、まずそこの方がおっしゃるには、それ以上に心配なのは、社宅の中、建物の中に入って持っていったということが重要であるというふうなこともおっしゃっていました。要は不法侵入なわけです。それで、そこまで、社宅ですから、階段を上がって行って戸口へ置いてある、それを持っていったというふうなことで、非常に重大な犯罪につながりやすいと思います。たまたまその消火器については、散布されたのは、ポケット公園の上部から下へ向けて、トンネルに歩道があるのですが、県道のトンネルに歩道が続いているのですが、上から下へ散布しているというふうな状況であります。幸いに、それこそ消火器自体が投げ込まれなくてよかったなというふうなことでもありまして、先ほど市長がおっしゃいました非常に重大な事件につながるおそれがあるというふうなことで、まずこういう事件が起こっていること、4月から5件あったというふうなことでもありまして、まず早期にこれがチェックされれば今回の件もなかったのかなというふうに思います。なるべく早い対応を、もっともっと早い対応をしていただければなというふうに思います。これについては、改めての要望とさせていただきます。

それで、崩落事故につきまして、今市長から、本当に早い対応で、早速翌日早朝には、市長も寺澤県議もいらしたというふうな話も伺っております。非常に早い対応といおうか、そこから多分指示が出ていて、交通防災課との連絡がすぐにとれたというふうに思っております。それで、対応としては、私も重々、今の法整備のもとではなかなか難しいんだろうなと。ただ、市民の安心・安全に関しましては、なかなかそうも言っていられないと。なぜかといいますと、まず、今回写真を持ってきて、珍しいことをいたしまして、実はこの写真でありますけど、先ほど県の指定になっているのが、こちらの南側であります。それで、今回の崩落事故は、ここを境にして、ちょうど角でありまして、こちらは東側であります。ということは、南側がきちんと守られていれば、どうしても圧はこちらの弱い方へ、こちらは老朽化しておりますので、圧がかかってくるだろうというふうなことでもあります。

さて、どこまでが県で指定している部分でもって、その高さ等の条件はありますが、可能性としては、また再びそういうことが起こり得るところではないかというふうに思えるわけなんです。それで、ここの前にお宅があるのですが、ここの前のお宅では、その事件以前から、大分老朽化しておりますので、いろいろなものを挟んでいるんだと、小石を拾ってきて

は挟んだり、いろいろなものを挟んだりして、すき間が随分あいていると。何の役にも立たないんだらうけれども、そのぐらい不安なんですというふうなことをおっしゃっていました。

さて、責任は、ここの民家にすべてに押しつけていいものだろうかというふうに思います。果たして、ここまできちんと擁壁が、南側はきちんとされていると。さて、どこまでの指定なんだらうか。普通は、ここのつながりとして、やはり強化すべきところではないかというふうに思います。市の立場では何ともしません。

それで、実際その負担的な部分では、今回、先月号でしたか、市政だよりで木造住宅に関する耐震の補助を出されている、多分県、国からもずっと予算で。果たしてその耐震の部分で、木造住宅に充当されるのであれば、この辺のところ、民地であってもですね、対応すべきではないのかなというふうな制度の問題にもかかわることなので、あらかじめその辺の考え方、非常に難しい立ち位置ではあるのですが、再びこの件に関して御答弁をよろしくどうぞお願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほどの消火器関係は答弁要らないということだったんですけれども、これは発生状況を見ますと、ほとんど多賀城ジャスコ屋上駐車場以外は、笠神、下馬が中心なんです。それで、きょう森議員の向かい側の社宅、三つの社宅ということですね。ということになると、やはりあの辺が犯人が住んでいるところと、近所なのかなというふうなことですね、私も余りうっかりしてられないなという思いでございまして、その辺関係機関の方々と連携をとりながら、早期発見に努めていかななくてははいけないなと思った次第でございまして。

2点目の、今の下馬、台山なんですけれども、これは私が県議時代に、実を言いますと、それは下馬第2と、1というのはもうちょっと北側なんです。それは以前にあったところで、第2というのが、今の写真で示したところございまして、ちょうどおおば医院さんの裏側のところです。あれが、どのくらいかかったかな、億単位近いんじゃないかな、約七、八千万円ぐらい総体でかかったはずでございまして。地元負担が5%、そして市の負担が5%、残りが国の方のお金ということでやったわけございまして、その範囲の決め方自体も、やはり県の方の指導でやっているわけございまして、そこから境界だと言われると、なぜこちらまで含めなかったのかということまで言われかねない、確かにそのとおりでございます。

ただ、私も市議会当初から、あのところの、のり地に関しては携わってきた関係上、あそこに水道を入れたり、下水を入れたりということで、伊藤市長にはいろいろお世話になってやったところございまして。昭和3年にのりを石積みでつくったと。昭和3年ののり地だというふうに私は聞いておりますので、やはり最終的には、経年変化による劣化というほかないのかなということで、結局法的なものとして、急傾斜地の崩壊危険区域ということの適用というのは、国の基準等で県の方も縛られているところもあるのではないかなと思いますので、あとは個人の責任というふうなね。それ以外にも、例えば下馬東のところ笠神地区でも、私区長さんに見せられて、ここも危険ですよというようなところが、ほかにもいろいろあるんですけれども、やはりこの間個人で直したということで、そういうところは個人でないと直せないという規定がございまして。ちょっとこれは、私の答弁で不足の点があるかと思っておりますので、建設部長の方から、もし不足のところがあれば補完して

もらえればなというふうに、答弁の方お願いいたしたいと思います。私からは、以上でございます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

基本的な部分では、多分今市長が話した内容とそごしないと思います。

ただ、私たちは、実際にじゃああの工事される方が、結構費用が大きいものですから、いろいろな融資制度だとかなんかについても、実は御紹介を申し上げました。

ただ、その中で、実際にその土地の所有者が、ある程度高齢だということで、住宅金融支援機構というところが融資するんですけども、年齢的な条件があつて、返済期間に余裕がないというようなことで、地主さんの方が困っているという話も実は聞いてございます。そんな中で、県の方といろいろな手続や許可なんか取っていくものですから、できればそういう中で橋渡しをしたいと、このように考えておりますので、今のところこのような状況でございます。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

本当に今の制度の中では、一生懸命やっていたいなというふうに思います。

ただ、一つ、先ほど来、県の調査がまだ続いているようであります。それで、実際再度起こり得る、ないしまた、この対応をしている間にも起こり得る可能性はあると思うわけであります。

それで、実際問題、調査として、上に新たにアパートが建築確認を出された、許可を出されたというようなことでもありまして、実際その調査の中で、どこにどういうふうな形でひずみが行くのかというふうなことでありまして、その指定の仕方にも、これは問題があるのかなと。それで、実は先ほど来、弱いところへ、ここがまた強化されても、今度はどこへひずみが行くのかというふうなことも心配されるところであります。実際問題、調査をきちんとしていただいて、県の方へも、どこまでが原因、先ほど市長がおっしゃられたように東側にもそういう場所があるというふうなこと。それで、崩落危険地域に関しましては、条件がありまして、私も読まさせていただきました。ただ、下に病院があったり、公共施設があったりという、5件未満でも何とかとかというふうな、あとは5メートル以上というふうな制限があります。ただ、下から5メートルなのか、要は国道から5メートルなのか、それから建っているところから5メートルなのかというふうな非常に微妙なところでもあります。それで、実際そこが崩れれば下までいってしまうというような、今回も、幸いここでとまったというふうなことの理解だと思えます。ですから、まずこれを見れば、果たしてここがどのぐらいの強度で、この同じ強度でなければまたここに力がかかってくるだろうということは見えるわけでありまして。ということで、ぜひこの辺のところも、県の方と国の方と、まず指定をしていただいてというふうな、後先の問題になるかもしれないかもしれませんが、ぜひ住民の安心・安全に対してきちんとした形で対応していただければなと思います。要望としておきます。

○議長（石橋源一）

御要望でよろしいですか。（「結構です」の声あり）

それでは、2番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（2番 佐藤恵子議員登壇）

○2番（佐藤恵子議員）

私の質問は、3点でございます。

最初の質問は、先ほど森議員がお尋ねをしております台山急傾斜地の問題であります。この件につきましては、森議員は過去にも一般質問で取り上げ、今回も今のことで当局に対して質問したわけですが、私どもの方にも2件ほど、当該の御家庭の方から御相談をいただいておりますので、改めて私どもの観点からお尋ねをしたいと思っております。詳細は、くどくなりますので申し上げませんから、質問の通告だけ申し述べたいと思っております。

（1）として、県の「急傾斜地崩壊による災害の対策事業」適応基準に該当せず、かつ、個人の負担を強いることが大変無理なケースには、市が補助できるような制度をつくり対応されたいというものでございます。

（2）として、これからの長雨に備え、関係機関と協力して随時パトロールを強め、住民の安全と財産を守っていただきたいという点であります。

それでは、次に、2問目に入ります。

次の質問は、住民の足、塩竈行きバス路線の停留所廃止にされた問題であります。この件につきましては、前議会で私の一般質問への回答に対しまして、来月7月に七ヶ浜町との協議の中で話し合いたいという答弁だったと思いますが、来月7月に向けて提案内容あるいは協議の内容が決まっているかと思っておりますが、現時点での到達を報告していただきたいと思っております。お答えをお願いします。

3点目でございます。

介護保険新認定制度について、給付抑制のために4月から導入されている介護保険新認定制度の中止を国に求められたいというものであります。

家族が支える介護から社会が支える介護へ、介護の社会化を掲げて在宅で安心できる介護へ、サービスが選択できる介護へという大宣伝とともに、2000年4月に始まった介護保険制度は、ことし4月に10年目を迎えましたが、現状は、深刻な介護現場の人材不足や、保険料だけは年金天引きで厳しく取り立てているのに、介護が必要になっても十分な介護が受けられないという声も多く聞かれるありさまであります。貧困と格差の広がりや利用料や保険料を負担できない低所得者が、介護保険の利用そのものができなくなったり、経済的負担のために生活が壊されてしまうことも起きております。

また、特養ホームの順番待ちは、全国的には38万人、本市においては、昨年の暮れ、私がお尋ねしたときには、百数十人という数字でありました。

保険料だけは取りながら、利用したい介護は受けられない、保険あって介護なしという制度の存在意義が今問われる現状にあると言えます。

総務省の調査では、家族の介護などのために仕事をやめた人は14万4,800人、介護保険の発足当時より増加しているようでございます。また、毎日新聞の調査では、08年に起きた介護殺人無理心中は32件もあり、そのうちの約半数が介護保険を利用していたといいま

す。「介護保険殺人防げず」という3月3日付の報道がありましたが、家族の介護の負担は、今なお非常に重たいというのが現実ではないでしょうか。

ことし4月、介護保険の見直しがあり、介護報酬の改定、各市町村の事業計画や介護保険料の見直しなどが行われました。その中では、介護報酬の3%引き上げなど、現状の改善を願う国民の世論と運動の反映もあります。

しかし、これも極めて不十分なものでありますが、全体としては高齢化の進行で利用がふえること、制度を改めようとする低所得者も含めて保険料や利用料が値上げになるという介護保険そのものの矛盾が大きくなりました。

介護保険を利用するには、要介護認定を受けなければなりません。要介護認定は、市町村による調査、コンピューターの1次判定、専門家による2次判定からなります。要介護度ごとに、受けられる介護の内容や介護保険を利用できる限度額が決まります。その要介護認定が4月から改悪されたのでございます。一つは、調査項目の削減です。火の不始末など利用者の生活の基本や命にかかわるようなことも含めて、14項目が削減されました。6項目追加されているということもありますけれども、その結果、認定を受ける人について、今までの方法と新しい方法で判定結果がどう変わるのかを比較した結果を、厚生労働省自身が明らかにしました。それによりますと、一番軽い要支援1を除くすべてで、要介護度が軽くなる人の方が多くなってしまったという結果が出たのであります。

また、厚生労働省は、調査の判定基準である認定調査員テキストを全面改訂いたしました。例えば重度寝たきりのため移動や車いすは使わない方には、これまでは能力に着目して全介助と判定していたのに、新テキストでは、介助がないことに着目し、自立、介助なしとしています。また、整髪項目では、頭髪がなければ自立、介助なしとされます。あるいは、点滴だけで口から食べられない人にも、今までは全介助という認定だったのに、介助をしないで済むわけですから、自立とされてしまいます。余りにひど過ぎるということに批判を浴びまして、厚生労働省は「自立」という言葉を「介護されていないに」変えました。

さて、政府は、なぜこんなことをするのでしょうか。舛添厚生労働大臣は、国会で「要介護認定を軽くすることで国が負担を逃れようなどということは全く考えていない」という答弁を繰り返していました。しかし、日本共産党の小池晃参議院議員は、4月2日の参議院厚生労働委員会で厚生労働省の内部文書を示しながら、舛添大臣を追及いたしました。その内部文書では、今の要介護認定では不適切な重度変更がされているとし、その原因は、介護認定審査会が判定基準を拡大解釈していることだとしております。つまり、現場の専門家が実情に合わせて要介護度を判定していることを批判し、制限しようというものであります。もっと具体的には、コンピューターによる判定を拡大し、審査会委員の関与を減らす、人間の心のかかわる部分を切り捨てて軽度判定にしようというものであります。

さらに、さまざまな施策による介護給付費の縮減効果額まで、その文書には計算してありました。要介護認定の適正化による縮減効果は284億円から384億円、これだけ国は節約できるというものであります。ほかに、利用者負担を今の1割から2割に引き上げることや、要介護度別に受けることのできる介護サービスの上限を2割引き下げるなど改悪メニューが並び、それぞれに財政効果が計算されております。

厚生労働大臣は、この文書が厚生労働省内で検討したときの資料であることを認め、省を挙げて反省しなければならないと述べました。そして、新認定で要介護度が変わった場合、希望があれば従来の要介護度を継続できるという経過措置を発表いたしました。マスコミは、「異例の事態」、これは日経ですが、さらに「異例の運用見直し」と報じました。このような、政府が新しい認定制度を導入して2週間もたたないうちに、このような対策を

発表せざるを得なくなったのは、新制度の欠陥を認めたものと言えるのではないのでしょうか。

しかし、これは今まで認定を受けた方だけが対象であります。今から初めて介護を受ける人には、新認定方式が適用されます。国は、欠陥を認めているならば中途半端な見直しではなく、きっぱりとこの新認定制度を中止するべきではないのでしょうか。

介護保険が、家族が支える介護から、社会全体が支える介護へという介護保険発足当時の心に戻るならば、介護要求を持つ住民の生活と権利を守る責任がある地方自治体として、国にこの新認定制度の中止を求める声を上げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。お答えを求めまして、1回目の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど森議員の御質問にお答えしたとおり、今回の崩落現場は宮城県が指定する急傾斜地崩壊危険区域には含まれておりませんので、土地の所有者が責任を持って適正な管理に努めなければならないことになっております。

急傾斜地崩壊対策事業は、限られた被害想定家屋の危険回避に公費を充てるため、一定の採択要件を設けることで事業の公共性を確保しているわけでございますので、独自の基準緩和については、困難であると言わざるを得ません。

市といたしましては、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資の紹介をするなどの支援に努めてまいります。

次に、2点目の御質問でございますが、これまでも土砂災害防止月間とがけ崩れ防災週間に合わせ、「広報多賀城」を活用して土砂災害の危険性を周知しているほか、仙台土木事務所と合同でパトロールを実施したり、気象状況に応じて随時斜面の点検を行い、必要があれば関係者に注意喚起をしております。

次に、笠神住民の塩竈行きの路線バスについての御質問でございますが、御承知のとおり七ヶ浜循環線につきましては、七ヶ浜町でバス路線の見直しを行っております。第1回定例会以降進展がございましたので、現状を御報告申し上げます。

七ヶ浜循環線の運行主体であります七ヶ浜町がバス路線の見直しを行った結果、平成18年12月21日から運行開始しました七ヶ浜循環線を、本年7月31日で廃止とし、8月1日から新たに町民バスとして生まれ変わるとの報告を七ヶ浜町よりいただいております。新たに運行を開始する町民バスの概要を御説明いたしますと、塩竈方面行きと多賀城方面行きの2系統で構成されており、いずれも七ヶ浜町がバスの発着点になっております。塩竈方面行きにつきましては、笠神地区を經由し、通院や買い物を意識した運行経路になっており、多賀城方面行きについては、大代橋を經由、目的地が多賀城駅になっております。このような形で町民バスが多賀城市内を運行することになりましたので、本市といたしましては、多賀城市民の利便を図るため、バス停留所について七ヶ浜町と協議を進めてまいりました。その協議の中で、これまでバス停留所が設置されていなかった塩竈第三中学校前がバス停留所として増設されることになりましたので、御報告いたします。

また、本市が運行主体になっております多賀城東部線ユーアイバスは、笠神地区と多賀城駅を結んで運行しておりますので、これまで同様御利用いただきたいと思います。

次に、介護保険新認定制度についての御質問にお答えいたします。

4月1日に改正された要介護認定の見直しについては、認定のばらつきを解消することや、介護の手間を正しく反映することを趣旨として実施されたものでございます。

しかし、4月13日の厚生労働省の検討会において、それらの趣旨が的確に実施されているか否かの検証をする必要があるということになり、検証期間中は、保険者が経過措置を講ずることができることになりました。

経過措置の内容は、見直し後の認定方法により審査判定された要介護度が、従前の要介護度と異なる場合に希望により従前の要介護度とするもので、本市でも4月、5月の更新申請者56名中51名が、経過措置の適用を希望しております。また、見直し後の認定方法による審査判定の結果では、56名中、重度化した方は6名、軽度化した方は3名、介護度が変わらなかったが47名であり、特に認定方法の変更により結果が軽度化しているといった傾向は見られませんでした。したがって、現時点で介護保険新認定制度の中止を求める必要はないと考えます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

台山地区の、先ほど森議員とのやりとりも聞きながら、なかなか個人の財産だからというところで、自分でやるしかないというようなことがずっと言われておりました。それで、私が相談を受けたもう一件の方は、崩落した当事者の方でした。それで、大変お金がかかるので何とかならないかということでしたが、当局もいろいろ探してくれたようですが、具体的には援助する方法はないということで、崩落した岩石は取り除いて大体どのぐらいかかるのかと、きのうその方からお電話が来て、まだ工事が始まっていないでしょうかと、擁護壁をつくる工事もあわせて頼んだようなんですがというような電話で、本人も来てみたいというようなことをおっしゃっていましたが、「幾らぐらいかかるんですかね」と言ったら、「600万円ぐらいの工事だ」というようなお話でした。なかなか個人で負担するというのは、原則そういうことを言われると、今の制度の中ではこたえ切れないということで、個人の負担が大変気の毒なぐらいな金額になってしまうわけですね。それで、放置しておけないので、何とかしなければならぬということなわけですが、あともう一人の方も、土砂が崩れたお隣に住んでいらっしゃるんですけど、自分のところもがけが危ない、手入れするのに大変だというようなお話で、本当にみんなで頭を抱えているわけです、御近所で。

それで、これは私が言うまでもなく、市長の足元中の足元ですから、頭から離れてはいないだろうと思いますが、本当にこの長雨の中で、どのような状況で崩れるかわからないという意味では、住民の財産と命というものをきっちり守っていくという立場に立つことが大事ではないのかなという思いで、私は質問を書いていたのですが、多賀城市の地域防災計画の84ページに「急傾斜地崩壊防止対策の推進」というところがありまして、県は本当に30センチもないところで指定をやめているんです。それで、あと工事していないから、そういう場所なんですが、「相当数の居住者の危険が予想される急傾斜地崩壊危険箇所については、地域住民の協力を得ながら、急傾斜地崩壊危険区域としての指定を受け」と書いてあるんです。「崩壊防止工事の実施を促進する」と書いてあります。ですから、

これは県に指定をしろというふうに要求していくことも大事なことはないかと思うのですが、この点についてお答えをいただきたいと思います。

次に、2点目、バス路線で、幾らか進展したという報告でございました。それで、笠神、三中前のバス停にとまることになったというんですが、休場はとまらないんですか。ちょっともう一回そこを確認したいと思います。

それから、3点目の介護保険の認定制度については、多賀城ではそんなに変更になった人がいないから必要ないということでは、ちょっと認識として、私はいかがなものかなというふうに思うんです。私がこのことについて一番最初に問題意識として持ったのは、2月ごろでした。お年寄りで、おひとり住まいの病気を持っている方なんですけど、頑張ってひとりで暮らしているんですけども、今度新認定制度ができて、自分の場合は、何かどうも介護度がちょっと軽くなるらしいと。そして、利用料も上がるので、今まで4回受けていたサービスを2回か3回に減らさなければならぬんだと、大変なんですというお話をされました。それで、「ええ、どうしよう」というふうなことでは思っていましたら、経過措置の中で、今までどおりのサービスが受けられることになったから、まずは一安心だという報告を受けましたけれども、この経過措置も、ことし1年なんです。それで、1年過ぎたら、この法律が、制度が、そのまま走っていってしまうという点では、もっと今介護保険を利用している人たちの状況をおもんぱかっただけで方向性に行っていた方がいいなというふうに、なぜ行かないのかなというふうに思うのですが、この点も合わせて3点御答弁ください。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

1点目の地域防災計画の関係もございまして、あそこところは、先ほど森議員にも答えましたけれども、機械が入らないんです。機械が入らないということで、動力関係とかなんか、車も当然入りませんし、だからそれなりのお金、600万円、何か最初は800万円とかという話も聞きました。ですから、非常に金額的にはかさむ地域でございまして。県にお願いして県との関係というふうなこともありましたが、そのことについて建設部長の方から、ちょっと細かいところをお願いしたいと思います。

それから、責任回避するみたいですが、休場にとまらないかというのは、市長公室長の方から細かいところを答弁させます。

それと、最後は保健福祉部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

急傾斜地の崩壊危険区域につきましては、一応高さが5メートル以上で被害家屋が5戸以上というような部分がございます。多賀城市内としては台山の1、2という部分で指定されているのが現状でございます。

なお、今回の崩落した区域につきましては、もちろん県の担当者等も現地を見て、指導しております。

ただ、その中では、県の指定でございますので、県の担当の方がこれを指定するのは難しいという難色を示しているというような状況でございますので、御理解をいただきたいなと、このように考えておりますけれども、なおこの部分でなくて、そのほかにも多賀城市全体で私たち 28 カ所ほど把握してございまして、実際に 6 月の市政だよりはには、地権者の方に注意喚起を促してございます。

それから、パトロール期間、雨の時期とそれから秋口の台風時期には、実際に職員等派遣しまして、現地を確認し、なおかつ危険であれば地権者の方に注意喚起をお願いするという部分では、特に一番怖いのは、やはり雨水が入って崩落するという部分がございますので、ブルーシート等によって雨水排水の浸入を防ぐというのが、まず肝要かなということとで現在は対処しているという状況でございます。以上です。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

休場のバス停にはとまらないのかという御質問でございますけれども、この休場のバス停から下馬東宮線の方におりてきたところで、多賀城高校前というバス停がございまして、こちらでとまっていたくようになってございます。

なお、多賀城市内では貞山橋のところでもとまることになっておりますし、そのほかには下馬、ちょうど国道との交差点のところでもとまるようになってございます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

3 点目の再質問でございますけれども、この問題に関しましては、第 1 回定例会の中でも御指摘がございまして、私自身としても、胸に刺さっていた部分でございました。それが、質問の中でもございましたように、これは日経新聞の 4 月 10 日付の記事だったんですけれども、この中で「要介護度新基準で下がっても従来のサービスを継続」というふうな見出しが出てきたわけです。それで、これが本当だとするといいですか、この記事のとおりだとしますと、第 1 回定例会で質問になったそのままの状況だったのかというふうなことになるものと思ひまして、これは担当を呼びまして、この辺の状況について、多賀城市の保険主体者としての状況がどうなのかというふうなことについて確認をさせていただきました。

それで、介護保険制度の大枠につきましては、やはり国の中で大枠を決めていくというふうな形になっております。その中で必要なことは、介護を必要とする人に対して、必要なサービスが供給されるというような原則だと思います。これはどういうことかといいますが、要するにそれぞれの介護度に応じてサービスの限界額が決まっているわけですが、それを目いっぱい使えば本当に幸せなのかどうかということに、もうちょっと着目していかなくてはならないだろうということだと思います。ですから、その人その人にとって、本来なくてもいいサービスを受けることにはならないかどうか、この辺も、その人が生きていく上では非常に大切なことだと思っております。ですから、その辺の部分でもまず第一番目に考えるという立場で、我々は制度を運用していかなくてはならないのではないだろうかとということで、現場の職員の考え方とも一致をしたというところでございます。したがって、ケアプランを作成する際に、そういったところがしっかり行われて初め

て、制度自体がうまく運用されるのではないかというふうな感じに思っておりますので、今回判定基準が変わったということで一律に下がったような印象ではありますけれども、それぞれの状況、ケースケースによって、その辺はばらつきがあるのかなというふうな印象で思っております。

○議長（石橋源一）

佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

介護保険の今、部長の答弁がありましたけれども、現場で直接高齢者の生活に接している人たちの声を、とにかく本当に毎日きめ細かく受けとめながら、介護保険制度の心そのものが発揮できるような、そういう事業形態をこれからもさらに、今の状況では、さして悲鳴が聞こえてこないということでもありますけれども、そういう状況になってしまってからでは遅いわけで、なる前の状況把握をきちんと重ねながら対処していただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、バスなんですけど、そうでした、休場でなくて多賀城高校のところにとまるということでありましたね。ですけども、もう一步踏み込めば、できれば今現状の、ちょっと行って、私も質問する上で様子を聞きに伺ったわけですよ、公室長のところにね。そのときに大体、こんな中身でいきたいなというお話をさらっとお聞きしたものですから、ちょっとリサーチをして歩きました。それで、「どうだべね、こういう中身でどうなんだべね」と言ったら、それは自分の身近なところではあるのが一番よくて、そもそもなくした責任は市にあるわけですから、そういうところで、やはり遠くまで、まして余り足腰の丈夫でない高齢の方々が歩くとなるのは、一步前進したとはいえ、もうちょっと努力をしていただきたいなというのが、住民の方々の感想でありました。私もそう思います。

7月に向けて、よその町のやることだからと、前回塩竈のナビバスを通すときもそのようにお願いをしたわけですが、塩竈からはそういう色よい返事がなくて現状になったわけですが、よその自治体がやることだからということと言われてしまうと、元も子もないと、何か木で鼻をくくったようなというお話がありますが、もうちょっと努力を重ねていただければありがたいなという思いで、もう一回質問いたします。お答えをお願いします。

それから、急傾斜地の防災対策なんですけど、県もそのようです。それで、条件が5メートル以上ということで、この5メートルというところに、確かにあそこはかからないかもしれませんが、しかし、それを金科玉条にしてやっているといいのかなという思いがするんです。あそこが本当に5メートルないから知らないよというところでは、やはりあそこに住んでいる住民の人たちは、あそこは1カ所崩れたら、1軒だけでないんですよ、先ほど森議員も言っていましたけれども、次から次といきますよ、絶対、いじれば。ですから、それはそれできちんと対策を設けるようなことを、理屈を考えながら制度をつくっていかねばならないのではないかなというふうに思います。なかなか難しいとは思いますが、私も県議を呼んで、そしてしっかり実地検証しながら検討して、今県に調査をさせております。それで、19日に県から回答をもらうことになっておりますが、県会議員は県会議員の感性で県にさまざまな質問をただしております。そのことがどのように回答になってくるかわかりませんが、これは5メートル以上というか、そういうことを鉄則としてやっている限り、物事は進まないのではないかなというふうに思います。一定何十年もたったとか、あるいは人工のがけでも、5メートルなくても、ずっとそこに皆さんが住んでいらして、それこそ経年劣化によるような、そういういわゆる天災に近い災害の場合は、やはり一定の公的な援助が考えられるというような制度も検討しなければならないのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

それでは、初めに建設部長からいきますか。市長。

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員がおっしゃるのは、私も台山の件は本当に心が痛む思いです、そのことに関しましては。

ただ、5メートルが云々というようなことではなくて、これはやはり公のお金をどのように使ったらいいかという、その辺のところまで行き着くのかなということでございまして、できれば幾らでも公的資金を使ってでも、ただ、先ほど建設部長が言ったように、それをやってしまうと、今度28カ所多賀城市内にあるということになって、どこまでの範囲でというふうなことがあって規定できなくなってしまうものですから、いろいろ考えてみたいとは思いますが、ぜひその辺のことも考えていただければなというふうに逆に思う次第でございます。

それから、バスの関係ですけれども、もうちょっとということですが、どこまで行けばもうちょっとになるのかというのは、なかなか難しいところがあります。ですから、何ほでも自分の近いところにバス停来てほしいというのは、これは皆さんひとしく思うところでございます、例えば丸森なんかに行きますと、とても多賀城と比べものにならない、何百メートル、何キロメートルも歩いていかないとバス停に着けない、あるいはそういう場所もあるわけでございます、何とか皆さんのいい方向に向かわせたいという気持ち、その辺の気持ちはあります。ぜひその辺も御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

16番根本朝栄議員の登壇を許します。

（16番 根本朝栄議員登壇）

○16番（根本朝栄議員）

私の質問は、通告どおり次の4点でございます。

初めに、長期生活支援資金貸付制度についてお伺いいたします。

我が国では、世界に例を見ない速度で高齢化が進むとともに、核家族化も手伝って、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が増加しているのが現状であります。高齢者の方々が健康で長生きし、安定した生活が送れるようにする施策の展開は、国や地方においても大変重要な課題となっております。特に、年金受給額が少なく、やっとの思いで生活している方々が、病気や何らかの出費がかさみ生活ができなくなるケースも増加しているものであり

ます。年金の受給額によっては、生活保護対象になるのでありますが、資産を持っている場合は、まず資産の活用が必要であり、生活を維持するためには、資産を売却し生活費に充てることとなるのであります。

しかし、長年住みなれた我が家を手放すことは、高齢者にとりまして、これほどつらく寂しいことはありません。そこで、これらに対応するためできた制度が、長期生活支援資金貸付制度であります。各県の社会福祉協議会で実施しておりますが、対象者は土地や建物を所有する65歳以上の世帯で、住民税非課税程度の低所得者に対し、所有する資産の評価額70%の範囲内で毎月必要な生活費を3カ月分ずつまとめて貸し付けし、自分の家に少しでも長く住み続けられるようにする制度であります。

具体的には、1カ月の貸付限度額が30万円以内となっており、貸付利子は年3%、または毎年4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い方となっております。貸付金の償還については、評価額に達した時点で資産を一括売却し、返済することとなっております。高齢化社会にあって、年金が少なく、自分の家に住み続けたいと思っている方々にとっては大変ありがたく、大いに歓迎されるべき制度であると認識するものであります。

しかしながら、この制度は、65歳以上との縛りがあり、65歳以下の方々は、この制度の恩恵にあずかることができないのであります。ある50代の市民の方から御相談がございました。糖尿病のため入院していましたが、現在でも体調が悪く仕事ができない体になりました。収入が全くなく、母も病院に入院しており、どうしたらよいかわかりません。土地と家がありますが、売却しようと考えています。できれば住み続けたいのですが、何かいい方法はないでしょうかという内容であります。私は、この長期生活支援資金貸付制度の中身について調査いたしました。65歳以上との縛りのため、対象者にはなれないのであります。いずれ評価額の70%に達した時点で一括売却し、貸付金が返還されるものであり、3%程度の利子も収入として入ることを考えれば、制度の運用改善を図ってもいいのではないかと考えます。このことについては、さきの予算特別委員会で初めて取り上げました。部長は、「勉強する余地はある。この辺ちょっと研究してみたいというような感じでおります」と福祉に深い認識を持っている部長ならではの答弁をいただいております。

そこで、この答弁を踏まえ、県が実施している長期生活支援資金貸付制度と同じような制度を本市独自で創設し、65歳以下の方でも貸し付けできるようにしてはどうかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、保育所の待機児童解消についてお伺いいたします。

保育環境の整備については、これまであかね保育所や浮島保育所などの定員増を図るとともに、子供たちの安心・安全を守るため、耐震改修工事やガラスの飛散防止などを積極的に実施し、また第3子の保育料を無料にするなど、保育環境の充実を推進してまいりました。本年からは、浮島保育所の建てかえに伴い、さらに定員増を図るとともに、一時保育も実施することとなっており、これらの当局の御努力に対し、評価をいたすところでございます。

さて、平成21年度予算質疑の中で、待機児童について質問したところ、3月の時点で60名から70名発生するとの課長答弁でありましたが、4月1日時点では、84名の待機者となっております。大変憂慮すべき事態となっております。昨今の厳しい経済状況のもと、これからは本市においては、共働き世帯が増加することが予想され、待機児童の解消は喫緊の課題と認識するものであります。待機児童解消のため、これまで保育所の定員増を図ってきましたが、既存の施設ではもう限界となっており、新たな保育所の設置が急務と考えます。

そこで、御提案申し上げます。山王市営住宅の跡地を有効活用し、民間保育所の誘致を検討してはいかがでしょうか。これからの行政のあり方として、このたび民間で建設する山王市営住宅やスポーツ施設の指定管理者制度の活用など、民間でできるものは民間に任せることが何よりも重要であり、時代の流れであります。

また、予算の計上においても、運営費補助金が、公立保育所の場合、地方交付税で措置されるのに対し、民間保育所の場合は、国庫補助金として計上され、予算上非常にわかりやすく財源が明確になっているのであります。

しかし、民間の保育所といっても、十分な利益を上げられるような施設とは異なり、子供たちの安心・安全を図りながら、安定的な保育運営を行うためには、ある程度市で支援をしなければならないと思います。

したがって、山王市営住宅の跡地を無償で貸し出し、民間の保育所を誘致することが最善の道と考えます。国の平成 20 年度第 2 次補正予算の中に安心子ども基金 1,000 億円が計上され、これを宮城県では、子育て支援対策臨時特例基金として創設しており、民間保育所の増設や新設などに活用できるようになっております。

また、浮島保育所の建てかえ補助金である次世代育成施設整備補助金も活用できることから、これらの基金や補助金を有効的に活用し、ぜひとも民間保育所を誘致し、待機児童の解消を図るべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、太陽光発電について、本市独自の助成制度創設についてお伺いいたします。

国においては、地球温暖化など環境問題を克服するため、低炭素社会構築へ向け大きくスタートいたしました。つい先日、麻生首相は、低炭素革命と称し、温室効果ガスの削減に関する中期目標を打ち出しました。2005 年と比較し、2005 年度で 13 億 6,000 万トン排出していた温室効果ガスを 2020 年まで 11 億 5,000 万トンにする、実に 15%も削減する目標であります。企業にとっても、我々家庭にとっても、非常に厳しいハードルではありますが、将来の地球環境を守り抜くためには、どうしても乗り越えなければならない大きな課題であり、全国民挙げての取り組みが必要であります。企業や家庭、次世代自動車などそれぞれの分野で削減目標が設定されていますが、太陽光発電についても、現在の 20 倍にする目標を設定しております。

太陽光発電に関しましては、平成 20 年度、国の第 1 次補正で太陽光発電設置者に対し、1 キロワット当たり 7 万円を助成する制度が 3 年ぶりに復活いたしました。世界一の太陽光発電を誇っていた日本は、現在、ドイツに圧倒的な差をつけられており、国では世界一奪還へ向けた取り組みを図りながら、温暖化対策を推進し、またその取り組み自体が経済対策につながるという二つの側面の事業効果をねらい、助成を実施しているのであります。

これを受け、宮城県において、1 キロワット当たり 3 万 5,000 円を助成する制度がスタートしております。県内市町村の助成状況を県の担当職員に尋ねたところ、大和町、岩沼市、加美町で助成しているほか、登米市や亘理町でも助成する予定となっており、国の交付金を活用し、今後ふえていくとの見通しを明らかにしております。

地球温暖化対策については、国や県だけではなく各市町村でも積極的に取り組まなければならない重要課題であるだけに、これらに対岸の火をとらえることはできないのであります。

本市におきましても、太陽光発電に対する助成制度を創設し、積極的な取り組みを推進することについて、市長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

最後に、本市独自の経済対策についてお伺いいたします。

昨年のリーマンショックを受け、世界的金融危機は我が国にも多大な影響を及ぼし、国においては経済の立て直しを最重要課題として位置づけ、平成 20 年度第 1 次並びに第 2 次補正及び平成 21 年度予算、そしてこのたびの 21 年度補正の中で、事業規模で総額 130 兆円にも及ぶ今までかつてない経済危機対策を実施しております。このたびの対策では、特に太陽光発電やハイブリッド車への助成並びに優遇税制、エコ家電購入へのエコポイントなど、経済対策にとどまらず、環境対策とも兼ね合わせた実効力のある施策の展開となっており、その効果を大いに期待するものであります。

さて、全体的な不況の中でも、特に建設業関係、土木業関係などは深刻な状況となっており、この業界が日本の経済を下支えしていることを考えると、こここのところ何らかの手を打っていく必要があります。例えば 1 軒の家を新築する場合にかかわる業者は、工務店、土木、電気、サッシ、かわら、板金、畳、ブロック、家電、インテリア、家具など多くの業者の皆さんがかかわってくるのであります。新築する戸数がふえ、その新築にかかわる業者がすべて市内の業者とするならば、これほどの経済対策はありません。また、新築する方にとっては、大幅な住宅ローン減税や太陽光発電を設置すれば助成並びに税の控除を受けられるとともに、明年からは電力の売電価格が現在の 2 倍になることとなっており、今新築すれば多くの特典、メリットがあるのであります。

一方、行政側から見れば、固定資産税や都市計画税の増収並びに他市町村から転入する場合は、住民税などの増収も期待できるものであり、この機を的確にとらえるならば、国の対策と相まって、市民と行政の双方に大きなメリットがあるのであります。時期を逸してはなりません。多賀城市にとって今何をなすべきか、現実的に業者と市民の皆様と潤いを与えられる最善の施策は何か、真剣に考えなければならぬときと痛感している次第であります。

そこでお伺いいたします。すべて地元の業者を使い、新築または 1 戸建てを購入し、かつ太陽光発電を設置する個人に対し、3 年間の時限つきで助成する本市独自の経済対策を打ち出してはどうかと提案申し上げます。

この問題につきましては、予算特別委員会の中で、国の補正の財源を活用し、実施するよう質問いたしました。副市長は、「地元の企業に元気を出してもらおうというのは、非常に大事な視点だと思います」と述べられながら、「家を建てる人が地元の大工さんに頼むかどうか、また国の第 2 次補正のメニューは総額が決まっています、これに使う場合は別メニューをおろさなければならない」との疑問点を示されました。私の案として、その疑問に答えるならば、本市の経済対策でありますから、地元の大工さんに建ててもらうのが基本です。したがって、市外の業者の場合は助成の対象にはなりません。また、その財源については、国の 21 年度補正にもあるメニューの一つ、地域活性化経済危機対策臨時交付金も活用できますし、将来の税収増を見越せば、先行投資との考え方のもと、市の単独で行ってもいいのではないかと考えるものであります。

いずれにいたしましても、非常に大事な視点との認識は共通していますので、多賀城を元気にする経済対策を今こそ実施すべきと考えるものであります。

市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答えいたします。

初めの御質問ですが、長期生活支援資金貸付制度は、居住用不動産を所有する低所得者の高齢者世帯が、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する場合に、当該不動産を担保として生活資金を貸し付けることにより、その世帯の自立を支援するものでございます。

この制度は、リバース・モーゲージとも言われ、国内では昭和 56 年に東京都武蔵野市で初めて導入されました。現在では、国において制度化され、実施主体は、都道府県社会福祉協議会、申し込み窓口は市町村社会福祉協議会となっております。この制度が提唱され始めた当時は、いわゆる右肩上がりの好景気の時代で、土地の資産価値も毎年上昇するという状況でした。

しかし、貸付限度額が地価の変動に影響されることから、土地の資産価値が下落傾向にあるときには、担保割れするおそれがあります。また、貸付金が貸付限度額に達した後の生活資金の調達をどうするかなど、借受者の長期的な生活に係るリスク管理も必要でございます。65 歳以下の方でも貸し付けできる本市独自の制度を創設してはいかがかとの御質問ですが、土地価格の下落傾向が長期間続いている現状に加え、貸付対象年齢を引き下げることによる借受者の長期的な生活設計との兼ね合いなど、今後整理すべき課題が数多くあるものと考えております。したがって、現状での実施は困難であることを御理解願いたいと思います。

次に、待機児童の解消のため山王市営住宅の跡地を活用し、民間保育所の誘致をという御質問でございますが、根本議員も御承知のとおり、これまでも待機児童の解消につきましては、公立・私立保育所の定員枠拡大や入所定員の弾力的運用によりその解消に努めてきたところでございます。

さらには、今年度の浮島保育所の建てかえに当たっては、定員枠を拡大していただくことにしております。

しかし、近年の社会情勢の変化に伴い、ことし 4 月の段階において、保護者の希望する保育所に入所できない児童が 84 名おります。

一方では、今後の保育需要の動向を慎重に見きわめる必要もありますので、今回御提言をいただいた山王市営住宅の跡地の活用も、一つの活用方法として参考にさせていただきたいと考えております。

次に、経済対策関係ですけれども、太陽光発電への助成についての御質問にお答えいたします。

今回御紹介のありました太陽光発電につきましては、地球温暖化の防止を図るため、平成 21 年度事業として、国や宮城県では一般住宅を対象として、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金等の助成事業が実施されていることは理解しております。

さらに、先ほど根本議員からもお話しされたように、先日国は、平成 32 年までの温室効果ガス排出削減目標、中期目標ですね、を平成 17 年度比 15%とする方針を発表いたしました。この対策の中には、太陽光発電の導入量を現状の 10 倍から 20 倍に引き上げる内容が含まれております。

本市といたしましては、太陽光発電システムはクリーンエネルギーであり、地球温暖化対策には有効なシステムであることから、国の目標年次にもあるとおり、中長期的な対策として対応する必要があると考えております。したがって、太陽光発電の助成制度につきましては、地域活性化経済危機対策臨時交付金を利用した一時的な対応策ではなくて、中長期的展望に立った上で実施すべき施策だと考えており、国・県の動向や財源の見通しについても情報を収集して、市の役割としてどのような施策が適切か検討してまいりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

ちょっと今の答弁なんですけれども、経済対策、一度に一緒にした答弁ですか。（「はい」の声あり）太陽光発電だけじゃないですか、今の答弁。そうではないの。まとめてね、じゃあ改めて。

まず、第1点目の長期生活支援資金関係ですが、先ほど相談があった内容をお知らせいたしました。それで、これは実際導入したとしても、それほど多くの方が利用する制度ではないと私は思うんです。やはり多賀城に、そして家があって、そこに65歳以下の方でも、先ほど例を挙げた50歳代の方でも、その資産価値、能力、先ほど市長もおっしゃったように、担保能力がどのくらいあるかという、そういう問題もあるということでございますけれども、その担保能力がない場合は別として、しっかりと長期的な生活資金が貸し付けできるような、そういう担保能力のある方に対しては、この辺はしっかりと考えていただきたい制度だなと、このように思います。

現段階では困難だということなので、すぐにできる内容の問題ではないということは十分理解していますので、今後の検討課題として、独自で創設することもぜひお願いをしたいと、こう思います。これは、もう一度答弁いただきたいと思います。

それから、待機児童解消の関係ですが、市長からも、一つの活用方法として、今後全体的に検討していきたいというお話がございました。私は、山王市営住宅の跡地が一番いいという意味ではなくて、まずきょうは問題提起をしたいと、ああいう場所もあるし、強いて言えば新田の水道部の跡地もあります。あそこだって有効活用できる可能性はある。砒素を全部取り出して土壌入れかえをした後は、そういう可能性だってあるということでございますから、今は民間の保育所を誘致することが、私は大前提だと思うんです。ただ、それを土地まで民間の保育所の方が用意するとなると、到底これは不可能ではないかと、こう思いますので、待機児童解消をどうするかという問題と保育所をどう誘致するかという問題を考えたときに、どうしても市で持っている土地を貸し出しをしてやるのが一番ベターだなと、こう思いますので、今後ともどうか検討していただきたいと思います。これは答弁要りません。

それから、経済対策の、まず太陽光発電なんですけど、クリーンエネルギーのため、一時的な対応ではなく長期的に検討する課題だというようなお話がございました。私が今言っている経済対策は、それでもいいんですけれども、太陽光発電に関しては、私はすぐにもやるべき事業だと思うんです。というのは、国や県、あるいは県内の市町村でも、県の担当者によると、かなり多くの市町村が助成をし出すだろうと、こういう予想を立てております。そういったときに、多賀城がおくってはならない、私はまずそれが一つ。それから、市民の方が、ついこの間、太陽光発電設置工事をしたそうです。それで、国の申請も、当然県の申請もした。多賀城市にも来たそうです。ところが、多賀城市ではやっていません

ということで、憤って私のところに電話をよこした方がいたんです。「多賀城ではなぜしないんですか」と。これだけ太陽光発電、地球温暖化という、そういう流れの中でやっているときに、多賀城市でやっていないのはおかしいのではないかというような市民の方の御指摘をいただきました。そういうこともあって、今経済対策でも、クリーンエネルギー、低炭素社会と打ち出しているこの状況の中で、今やらなければいつやるかと、こういう問題があるわけですよ。ですから、ぜひこれは早急に検討して、助成制度はやるべきだと、こういうふうに思いますけれども、再度御答弁お願いします。

それから、2番目、本市の経済対策なんですけれども、実はこれは2月の議会のときに森議員が、庄内町の持ち家住宅ということで町民の定住化策、あるいは経済対策としてやっているということでございました。大変私はすばらしい中身だなと、こう思います。私は、それを永続的にやる問題ではなくて、今非常に厳しいこの経済状況の中で、多賀城市内の業者さんにどうやったら潤いを与えられるのか、こういう観点から質問を申し上げているんです。

逆に、家を建てる国の方からの助成金、あるいは太陽光の助成金、こういうものがあって、優遇税制もある、こういう建てる側のメリットもある。こういうことからすると、今経済対策と打ち出すのには、これが一番それにマッチングした施策ではないかと、こういうふうに考えてきょうは質問させていただいたのですが、その辺の考え方、市長はどのように感じておられるか、もう一度御答弁お願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

最初のリバース・モーゲージ関係ですけれども、結局担保割れというのが大きいんです。こんなことを言うとあれですけれども、予想以上に長生きしたとか、それから土地や住宅の価格の下落、それと金利が予想以上に上昇したと、この三つのリスクが大きいということで、ちょっとこれは今のところ無理ではないかということだと判断したわけでございます。ぜひその辺のことを御理解いただきたいというふうに思います。

それから、2番目の問題、これは答弁要らないと言われたんですけれども、期待していたら何か逆に……。これは、多賀城の場合、西部と東部と、東部の方は子供の数が意外と減っているんですけれども、西部は多くなってきているんです。そのことがあって、やはりその辺も検討していかなくてはいけないのではないかなという思いがしたので、ちょっといろいろ検討してみたいということでございますから、御理解いただきたいと思います。

それから、太陽光発電の関係、おくれてはならないというのは、これはわかります。ですから、ちょっと後で市長公室長から細かいところ御説明させますけれども、最後に述べられた、経済対策として多賀城市内の業者の方を使ったらいいのではないかという、あれは質問事項に本当はなかったのではないですか、最初の問題は入っていなかったと聞いております。ですけれども、根本議員がおっしゃったので、確かに多賀城市内の方を使ってやった場合には、市内として効果があると思いますので、ちょっと研究させていただければというふうに思います。私からは以上です。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、太陽光発電への助成の件でございますけれども、近々県の方からの説明会があるということでございますので、それを受けて検討していきたくというふうに考えてございますし、先ほど市長の方からもありましたように、国の方で15%の削減といった目標が出されましたので、国・県、それから市町村の役割というものを今後長期間にわたって、この辺の制度が明確になってくると思われまますので、その辺を受けて中長期的な視点に立って、太陽光発電への助成というものを考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

ありがとうございます。

市長、ちょっと勘違いされているかもしれませんが、長期生活支援資金、担保割れということはあり得ないんです。貸し出し始まって、先ほど私が説明、質問しましたけれども、評価額の70%になったら打ち止めなんです。それで一括売却して、貸付金を返還するというのが、この制度なんです。だから、どこまでも貸して担保割れするというようなことはありません。少しでも長生きしてもらった方がいいと思いますけれども、そういうことになっているので、大丈夫ですか、制度自体はそういう制度なんです。ですから、その問題はないと。あと、金利にしても、これは先ほども紹介したように、4月1日の長期プライムレートで変わっていくということもありますから、そういう心配も要らないということなので、先ほど市長が言った心配はほとんどないんです。だから、ぜひ、急がなくてもいいですけども、今後の多賀城市の住民のためということがありますから、御検討いただきたいと思います。答弁は要りません。

それから、保育所の関係の認識は、西部が多くなっているというのは、本当にそのとおりなんです。同じ認識に立っていただいていますので、ぜひ一日も早く待機児童の解消のため対応策をお願いしたいと思います。これも答弁要りません。

それから、太陽光発電についても、今、市長公室長の方から明確に県の説明を受けて、その後検討したいということでございます。それで、希望だけ一つ申し上げます。本年度から助成が始まる場合は、ぜひ4月1日を基準にさせていただきたいと思います。さかのぼってでもやるべきこの事業だと、こう思いますので、ぜひ念頭に入れていただければと思います。国の事業もすべてさかのぼって、4月にさかのぼって、購入した人から、車も助成したり、エコポイントもやっていますので、ぜひその考え方でお願いしたいと、こう思います。

それから、最後の経済対策、これは商工会に建設職組合というのがあつたんです。市長さん御存じのように。ですから、そういう団体もきちんとありますし、その辺の皆さんと連携をとりながら、この施策を大きく打ち出したならば、これは市民の皆さんも、やはり建てようかな、どうしようかな、今景気悪いからどうしようかなと思っている方、あるいは高齢者の方で息子さんに生前贈与でお金をやる場合に、今税制優遇ありましたね、税がかからないようになっています。ということは、そういう親は、子供さんを応援する可能性もあります。ですから、これはチャンスだとむしろとらえて、この政策はやった方がいいと思いますので、市長も先ほど「効果があると思う」という、うれしいお話をいただきましたので、ぜひとも御検討いただいて、多賀城市独自の経済対策を打ち出していきたいと、こう思います。以上で質問を終わります。

○議長（石橋源一）

それでは、次に、17 番尾口好昭議員の登壇を許します。

(17 番 尾口好昭議員登壇)

○17 番 (尾口好昭議員)

議長あてに提出しました通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

私は、これまで本市の工業用地として田んぼが不適の土地であることを述べてきました。その理由として、沖積層で支持強度が弱いこと、震度 6 弱以上の地震で液状化の危険度が高いこと、支持基盤までの深さが 20 数メートルと深く、地震対策や土木費に余分な費用がかかることや、これまでの田んぼの買収価格を参考にすれば、当局が試算するまでもなく、製造企業が立地するには高額であることを主張してきました。

当局から示された一本柳地区工業団地構想説明資料では、当初さほど気にもとめなかったのですが、現地で一気に不安をかき立てられたのは、JR 仙石線の軌道施設と隣り合っていることです。多賀城駅と中野栄駅の通過時間の差は 3 分です。上りは 5 時 30 分を始発に 1 日 95 本、下りは終電 0 時 21 分到着の 96 本、1 日計 191 本が通過しています。JR 仙石線は、現在、電化になり交流 1,500 ボルトの強電圧が使用されています。本市の環境基本計画策定基礎調査報告書によれば、自動車交通騒音の基準達成状況は記載されていますが、在来線鉄道による騒音調査は記載されていません。しかしながら、本書の上位計画書である県環境基本計画の基本目標では、「静かな音環境を目指して」に「在来線鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針の値とする」とあり、また、振動は振動規制法により本市も規制地域に指定されており、加工工場や特定建設作業などは、届け出をしております。新幹線振動の測定は、仙台の市街地で測定しているようですが、在来線に関しては、測定結果を除外しています。したがって、騒音や振動対策は、JR が処置を講ずることなく、施工者または企業者が自身で行うこととなります。一本柳地区 1 期分 16.11 ヘクタールの用地は、高度電子機械産業関連の企業が集積する用地です。日常茶飯事、振動や騒音にさらされる用地ではないでしょうか。JR のみならず、大容量の強電を使用する施設は、電気不足対策を講ずる必要が生じています。地中に流れた微小電流、これを迷走電流と言いますが、迷走電流が地中において金属物や導電性堆積物との間に電位差が生じ腐食が起こる現象が電気腐食です。

さらに、沖積層や海浜に近いところなど、塩素イオンが残留していると導電性が高まり腐食を盛んにします。電食は、私たちの身の回りでは余り耳にすることは少ないのですが、昭和 30 年代後半に東海道新幹線が開通し、その後、沿線の電食調査の結果が報告されています。本市水道事業会計の予算決算の事業説明でも、電食対策への説明がされています。電食が生じると基礎や建築物などの鉄鋼箇所の劣化破損や強度不足が起こり、破壊の原因になります。一本柳地区は、JR 在来線に近接していますが、電気腐食現象を考慮しなくてよいのでしょうか。

社団法人日本鉄道施設協会編の「営業線工事保安関係標準仕様書（在来線扱い）」によれば、レールが敷設されている砂利で盛り上がっている幅を営業線の範囲といい、そこから 5 メートル以内の営業線に近接する範囲を近接適用範囲とされており、在来線における営業線及びこれに近接して施工する土木、軌道及び建築などの各工事については、関係する法令、別に定める法令及び仕様書ほか追加仕様書など、遵守取り扱いが厳しく難しくなっています。民間の建物建設など沿線開発などの近接協議は、JR 社は企業者から事前連絡により事前協議へ向けてスタートします。次いで、計画協議に入りますが、これには施工計画や既設構造物への影響検討、工期、工事方法、用地などが JR 社により照査され、その後に実施協議の中で方針の決定、協定書が作成され協定締結、営業線近接工事覚書等交換後に施工に入るとあります。今述べたこれらの計画や協議書作成には、鉄道構造物設計に精通

したコンサルタントに依頼することとなっています。当然と言えば当然ですが、コンサルタント会社やゼネコンも鉄道建設業協会に加入しているゼネコンに特定され、工事全体費用が割高になることがうかがえます。

以上、JR に近接することで憂慮すべき点、4 点について質問いたしました。公共自治体や民間が造成分譲するにしても、オーダーメイド方式で企業が田んぼを購入し、造成、建設、建築するにしても、投資金額が増大するだけで、立地に企業が果たして関心を示すのでしょうか。

4 月に全家庭へ向け「多賀城市洪水ハザードマップ」が配布されました。議会には、3 月下旬にマップとその概要が届けられています。本市は、過去 2 回の大きな被害を記録しています。昭和 61 年 8・5、台風 10 号の被害、平成 6 年 9・22 集中豪雨による被害であります。その被害状況は、海外メディアでも紹介されました。マップ表紙に 8・5 台風の被害写真が載っていますが、私の脳裏に今でも鮮明に記憶しているのは、砂押川の水位が写真で見ると増水していて、降雨の中、砂押川の増水の様子を茫然と見詰める、当時伊藤市長の姿であります。9・22 の水害は、皮肉にも前年度決算議会で下水道会計の審査に入って間もなくのことで、会議を中断、延会したことを記憶しています。8・5、9・22 の被害額は、ほぼ同額と言われ、61 年 8・5 の台風 10 号による浸水被害総額は、52 億 5,516 万 4,000 円となっています。配布されたハザードマップを作成するまでの概要を述べますと、根拠となる法令は、水防法 15 条第 4 項及び第 1 項であり、「浸水想定区域内市町村の長は、住民に地域防災計画において定められた事項を周知のために記載した印刷物の配布、その他の必要措置を講ずる」とあります。

次に、本市にかかわりのあるところを抜粋すれば、平成 17 年 6 月 7 日、宮城県告示 717 号、七北田川浸水想定区域指定、次いで翌 7 月、水防法の改正で浸水想定区域河川が中小河川に格上げされ、洪水マップ等による住民への周知が市町村に義務づけられています。さらに、平成 17 年 10 月 18 日、県告示 1193 号、砂押川は水位情報周知河川と浸水想定区域の指定を受けます。平成 19 年 10 月、総務省東北管区行政評価局より、洪水ハザードマップの作成等支援対策に関する行政評価の監視結果報告において、洪水ハザードマップ未作成市町村として公表されています。

県告示 1193 号指定を受けて 2 年経過しても、マップ作成に未着手で、行政監察の公表でようやく 21 年 4 月に全戸配布であります。水害のまち多賀城と言われている中、危機管理認識の欠如でもあり、関係する機関各位としては不名誉なことではないでしょうか。

ハザードマップ作成の浸水想定は、砂押川水系、関係する施設の整備状況や雨水の調整力などを勘案して、50 年に一度の 24 時間総雨量 253 ミリが降った場合のシミュレーションによる浸水を想定したものであります。三陸自動車道と市道山王高橋線に及ぶ区域、国道 45 号線北側に面しては、浸水想定区域 0.5 メートルから 1.0 メートル未満、また一本柳地区中間部や六貫田地区のおおよそが 1.0 メートルから 2.0 メートル未満に浸水水深が色分けされています。浸水水深の目安としては、0.5 メートルから 1.0 メートル未満は大人の腰までつかる程度、1.0 メートルから 2.0 メートル未満は 1 階の軒下までつかる程度の深さを表記しています。これから考えられるのは、45 号線と仙石線は冠水の影響を受け、交通遮断になり、都市機能としての役割は消失するという事です。仙石線は、電化運転のため、電気系統及び軌道の保線の安全が全線において点検・確認されなければ、運転の再開はありません。また、企業者は、浸水のリスクを考慮すれば、設計の段階から地下をつくることもできず、機械設置や事務所も 2 階以上に配置しなければなりません。駐車車両や出荷前の製品の保管など、いつ発生するかわからない浸水リスクにおびえながらの操業ではないでしょうか。

これまでの質問でも、本市の沖積層が工業用地として適切でない条件を挙げながらただしてきました。今回、JR 在来線が近接することでの不適正、また洪水ハザードマップによって一本柳地区が工業用地として不適正な土地であることが、一層明確に証明することができたのではないのでしょうか、市当局の見解をお伺いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

尾口議員の質問にお答えいたします。

(1) の JR 在来線（仙石線）に近接していることについてでございますけれども、アとして、鉄道に近接することにより発生する騒音や振動の影響は、進出する企業の業種や製造されるものによって違うと考えられます。このため、発生源から離れた位置に建物等を配置したり、構造上の工夫を行うなどで十分な対応が可能であると考えます。

また、腐食については、空気条件、電気、水質など、さまざまな要素が絡み合って発生するので、金属材料を使用した設備機器等について、必要に応じ進出企業の判断で各種防食対策を行うことで対応可能であると考えます。

なお、鉄道に近接して立地している工場としては、JR 武蔵野線北府中駅に隣接して立地している産業機器、OA 機器、通信機器などの開発及び製造工場として機能している東芝グループの東芝府中事業所がございます。

次に、イの造成や建築工事が鉄道・JR 仙石線に近接して行われる場合、民間、国、地方公共団体を問わず、原因者は鉄道事業者と近接工事協議が必要となりますが、進出企業に対して大きな問題になるとは考えておりません。

(2) の洪水ハザードマップにおける浸水についてでございますが、平成 17 年の水防法の改正により、洪水予報等の伝達方法や避難場所などを記載した洪水ハザードマップ等による住民への周知が市町村に義務づけられたことを受け、本市では、平成 17 年度に宮城県が指定した七北田川及び砂押川、勿来川の浸水想定区域をもとに、多賀城市洪水ハザードマップを作成しております。

このハザードマップは、七北田川では、おおむね 100 年に 1 回、砂押川では、おおむね 50 年に 1 回程度起こると予想されている大雨で、七北田川及び砂押川がはんらんした場合の当該地区の浸水高は、0.5 メートルから 2 メートル未満の範囲に分類されております。御存じのように、当該地区の現状は水田であり、その地盤高は周囲の道路よりも低いことから、このような想定がなされたものと分析しておりますが、この地区の水の流れは、仙台港方面に向いており、仙台港までの間で最も高い箇所は、国道 45 号でございます。現状の市道高橋八幡線と国道 45 号との高低差は、平均で 50 センチ程度ですから、工業団地の造成の際に宅地の地盤を市道高橋八幡線より高く盛り土することにより、浸水を回避できると思われれます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

尾口議員。

○17 番（尾口好昭議員）

通告書に基づいて、市長からそれぞれ答弁をいただきました。

技術的に見た場合、私が懸念していることと当局が考えているというか、不安に思っていること、市長の答弁といたしますか、それはほぼ、大体一致しているのではないかなとは思っています。

それで、先ほどの紹介の中で、JR 武蔵野線北府中駅と東芝グループの関係がありました。武蔵野というのは、武蔵野丘陵とか武蔵野台地とか武蔵野物語とかと一口に言われるぐらいの地域でありまして、そして大学とかキャンパスなんかが移転しているような地域なんです。それで、一本柳は、簡単に言うと豆腐とかコンニャクの上に鉄道が走っているというように、そういったところでもあって、比較にはならないだろうと。

それと、先ほど騒音とか、あと振動とか電食とか、そういったものは進出する企業がやればいいんだというような、簡単そうに考えているのでありますけれども、そういった防災上のリスクを背負ってまで企業が進出するのかということです。もともと用地代、用地分譲費が高いつているわけでありまして、その上に、そういったリスクをプラスしてまで企業が進出してくるのか、あり得るのかという一つの問題。そして、近接工事がどれほど高額になるのかということを知りたいんですけども、事務的なものが複雑、煩雑で事務量がふえるものだから、1.1 か 1.2 かという話をしたら首を横に振ってしまっていて、四捨五入したら切り上げかと言ったら、「うーん」と言いながら、ほぼ倍になると。いわゆる近接協議が発生した場合と発生しない場合とでは、そのぐらいの設備というか、投資に金がかかると、建設費に金がかかると。そういったところに、果たして企業がもろ手を挙げて関心を示して進出してくるのかなという、一つの大きな不安があります。

それと、先ほど防水マップの関係で被害想定の関係から、盛り土すれば大丈夫なのではないかという話もあったのですが、盛り土すればするほど進出する企業とかは、今私が質問で述べているようなこととか、宮城県の防災基本計画に基づいて被害想定調査、また災害対策編、そして今度の洪水ハザードマップ、これは行政と議会、そして市民との情報だけではないんです。一つは、銀行の情報でもあって、また、いざ何かあったときのために損保会社の共通した情報でもあるんです。ですから、そういう意味では、こういうものが提起されていくと、解明されていくと、なかなか私は、工業用地として本当に適切なのかどうか、そういうふうに思うわけです。

それで、調整池は議会に対してまだ、金額的にも、あと減歩がどうなって、販売価格がどうなっていくのか、そして工法とか工期とか、それが補助金でやるものなのか、単独でやるものなのか、一切我々にまだ示されていない中で、ただ説明書の変更だけが出てきたということなんです。ですから、そういう意味では、当局は、なかなか議会に対してスムーズな手続を済ましていないというふうに私は判断しているんですけども。そういう意味では、市長の公約と言え公約なんだろうけれども、どれだけ本当に行政が自信を持っていうか、不安を抱かないでこれを実施できるのかという一つの大きな課題でもあり、転換に差しかかったのではないのかなというふうに思っているんですけども、その辺いかなものなのか。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

何か答弁、どこをどういうふうに答弁したらいいのか、ちょっと私もわからないんですけども、尾口議員の質問の中で、「豆腐とかコンニャクの上に乗っているようなものだ」

という、余りにもちょっと当惑するようなお話ですけれども、実際あの地盤、同じようなところに、いっぱい建物が今建っていますよね。地震も経過している建物も、あの近辺にいろいろありますけれども、倒壊いたしましたでしょうか、今までの地震とかなんかで。豆腐とかコンニャクの上に建っているならば、とくに宮城県沖地震等で、あの辺周辺はみんなぶつつぶれているのではないかなというふうな思いもいたします。

近接協議がどうのこうのという話もございますけれども、専門的なところまでは、私はちょっとわかりません。ただ、工事が減歩率がどうなるかというのは、これからの問題でございまして、それも議会に示されないままというのは、まだまだこれからの過程の中でいっぱいあることございまして、それは議員の皆さん、ある程度了解されているのではないかなと私は思います。これから、相手がどういう企業が来るかということがはっきりしないうちには、これも進めないわけございまして、事前に議員の皆さん方に説明した際に、そのことははっきり申し上げたと、私はそのように思っております。

そういうことで、ちょっと私の答弁、はっきり申し上げたところ、申し上げていないところもあるかと思っておりますけれども、答弁にならないようなところもあるかと思っておりますけれども、一応私の答弁とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

尾口議員。

○17番（尾口好昭議員）

ただ工業団地として何でもいいんだという発想であれば、今の市長の答弁でよろしいと思うんです。高度電子産業という職種を決めて今取りかかろうとしているわけでありまして、その場合に、普通の地質と比較して騒音とか振動とか、あと前に支持強度の話もして、これがまだ議論が尽くされていないところなんですけれども、あと先ほどの電食ですね、一番大きなのは。それで、果たしてこの一本柳の地区の条件として適正なのかという。そしてまた、先ほども言いましたとおり、情報というのは一つの機関とかで持っても隠しようがない、全部公開されていていっているわけです。ですから、例えば、私は2005年に防災マネジメントシンポジウムに出席したんですけれども、そうしたら宮城県のそういった情報が、基調講演の講演者の中で既に入手されていて、そして日本国内、そういったリスクの多いところというのは、すっかり把握しているんです。ですから、情報というのは、いろいろな関係する機関が既に把握しているんだということの中で判断をしていかないと、将来大変なことになるのではないかなというふうに思っています。第5次長期総合計画の中で、これを取り入れて、はっきり言って、議会で承認されたということになると、行政から手を離れて議会で承認されたから最終的には議会が責任を負わざるを得ないところなんです。だから、そういう意味では、行政も提案をするかもしれないけれども、議会としても、きちんとした対応というのをやって判断しないと、私は将来大変になると思います。以上のことから質問しているんですけれども、市長は、大分その辺の認識がまだ足りないのではないかなというふうに私は思っています。

○議長（石橋源一）

答弁よろしいですか。（「いや、何かされるような話もありましたので、市長、答弁するんじゃないの」の声あり）市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

何かこの場所がいかに大変な場所だというふうな御認識でいるみたいですが、防災マネジメントシンポジウムですか、そういうところに入って、もういろいろな情報があ

ちらこちらに流れているというふうな話ですけれども、そうだとすると、県の方で一生懸命になって多賀城に誘致しようという、そういう流れにも今なりつつあるわけでございますけれども、ちょっと考えられませんか、私としては。県の方では、そういうふうなことで一生懸命頑張ろうということで、今営業関係の方々も一生懸命奔走しているというふうな情報も、私のところには伝わってきているわけでございます。建設部長からちょっとその辺、専門的な面から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

まず、第1点目のJRの営業線近接工事、この問題につきましては、ある意味では、尾口議員おっしゃるとおり種々JRと協議しなくてはならないわけでございますけれども、この辺についても、国鉄からJRに移行したことによりまして、協議の内容が大分楽になったというのが今の現状でございます。それで、私たちが駅前で区画整理やっていますので、いろいろな業者さんの指名かけるときに、その辺につきましては、特にJRの指名業者だからというような配慮はしてございませんで、協議をしているという内容でございます。

それから、高度電子産業ということで、地質だとか、それから騒音、振動、電食等に問題があると、こういう御指摘でございますけれども、いろいろな意味で、地理的な条件、例えば山を削った場所がいいだとか、それから盛り土の場所がいいだとか、いろいろな地理的な条件によって、もちろん違ってきますし、それに伴って物理的な要件も変わってくると。ただ、多賀城の場合には、ではどこをつくれるんだということになれば、そういう意味では、やはり盛り土をした水田等に入れなくてはならないという部分では、それに見合った土木技術、地質やなんかをやらざるを得ないだろうと、このように考えてございまして、今の土木技術をもってして、必ずしも高度電子産業が、そういう地質を圧密できないというような状況ではございませんで、そういう意味で、もう一つ経費という部分では、圧密沈下で地耐力を得るためには、ある意味では電気的なものでお金をかけて圧密沈下をおろすという部分とブルドーザーやなんかでやるというような部分もございまして、それらは今後進出する企業等によって判断していきたいと、このように考えてございまして、御理解のほどよろしく願います。

○議長（石橋源一）

ここで10分間の休憩をいたします。再開は2時15分であります。

午後2時07分 休憩

午後2時16分 開議

○議長（石橋源一）

それでは再開をいたします。

10番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10番 藤原益栄議員登壇）

○10番（藤原益栄議員）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、図書館の問題であります。

本市にとって、図書館がどういう位置にあるか、これまでもたびたび語ってまいりました。昭和 42 年春の仙塩合併を離脱し、歴史文化都市を目指したこと。その中で、まずつくられたのが図書館で、いわば特別史跡、文化センターと並び、「歴史文化都市多賀城」を象徴する施設だと私は考えております。

近年、予算は非常に厳しく抑えられておりますが、その中にありまして、1 日約 500 人の市民が利用しており、貸出数は県内の市の中で上位に位置していると伺っております。実に多くの方々が図書館を利用し、勉強しているわけでありまして。職員の方々の御奮闘に心より敬意を申し上げたいと思います。その中で、市と市の教育委員会は、社会教育施設のアウトソーシングを目指しております。図書館を充実させるという立場から、5 点ほど質問をさせていただきます。

その第 1 は、どういう図書館を目指すのかの議論を全く省いたまま、アウトソーシングをいかに推進するかだけの議論は、本末転倒ではないかという点でございます。

御存じのとおり多賀城市教育委員会は、平成 22 年度からの社会教育施設のアウトソーシングを目指し、本年 3 月の定例教育委員会で決定するとしておりました。この方針は、各方面からの強い批判で延期されることになりました。

その一方、市教委は、みずから平成 11 年 3 月に策定をした「多賀城市立図書館基本計画」、以下基本計画と呼ばせていただきますが、この計画を全く無視し、同計画が指摘していた重要事項についても全く検討せず、いかにアウトソーシングを進めるかの議論に終始してまいりました。こうした議論の進め方は、本末転倒と指摘せざるを得ません。市教育委員会の答弁を求めるものであります。

図書館の二つ目でございます。この基本計画については、本年 3 月 10 日の予算委員会で市教委当局は、平成 25 年度までの計画であり、現在も生きていることをお認めになりました。その基本計画では、「図書館の課題」の一つに、新規購入図書が少なく、利用者にとって蔵書の新鮮度が低いことが、登録者の少ない原因の一つになっていると挙げてございます。予算書だけからだと、どれだけの図書費が確保されているのかわかりませんので、図書館要覧から拾ってみました。例えば平成 10 年度決算ですと、一般図書費が 1,957 万 3,000 円、備品費として購入する基本図書費が 369 万 1,000 円となっております。私は、この時期に市 P 連の役員をやっております、図書館協議会の委員を務めさせていただきましたが、岩手県の水沢市の図書費は、4,000 万円の予算を計上していることを今思い出します。

ところで、それが今どうなっているかと申しますと、20 年度当初予算で一般図書費が 1,177 万 6,000 円、基本図書費は 100 万円となっております。10 年間で一般図書費は 2 分の 1、基本図書費は 4 分の 1 近くに減少しております。この状況は、基本計画に逆行していると言わざるを得ません。当局は、今のこの現状をどのように評価されているのでしょうか。また、いかに改善しようとされているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

図書館の 3 点目でございます。図書館要覧によりますと、平成 12 年度、13 年度に当時の蔵書数の 13% に当たる合計 2 万 468 冊の除籍を行っております。内訳を紹介しますと、12 年度には基本図書 45 冊を含む 8,343 冊、13 年度には基本図書 863 冊を含む 1 万 2,125 冊を除籍してございます。私は、「除籍を一切するな」などと言うつもりはありません。しかし、この除籍数は、余りにも大量だったというように思います。また、この中

には、京都御所を紹介した「御所物語」、平安・室町時代と現在の気候を比較検討した「気候の語る日本の歴史」など、こういう本まで除籍をされておりました。私は、当時大変強い衝撃を受けたことを覚えています。

お尋ねいたします。この大量の除籍の理由は何だったのでしょうか。また、どういう基準でこの大量の除籍を行ったのでしょうか。そして、現在はどのように総括をし、また現在の除籍はどのような基準で行っているのか伺いたいと思います。

図書館の4点目は、書庫及び開架スペースの増設の問題です。本年3月2日、駅北の再開発ビルに設置する公共施設の選定について説明がございました。当初、図書館という計画もありましたが、蔵書施設を持たない情報発信館に傾きつつあるようであります。私は、いずれ図書館の建てかえも課題になると考えておりますが、財政的に見ますと、かなり先になりそうで、当面現在の図書館を利用し続けることになると思います。そうであれば、書庫及び開架スペースの増設が必要と思いますが、この点について答弁を求めたいと思います。

5点目は、図書館の体制の問題であります。

ことしの予算委員会で紹介しましたように、職員について、基本計画は、図書館職員の仕事は経験の積み重ねによる知識に負うところが大きく、市民に対して必要な本をタイムリーに提供するための高度な専門的知識のある司書のいることが絶対条件であると述べてございます。予算委員会で生涯学習課長は、職員採用について、現場からの要求は「記憶にない」と答えておりますが、事実関係はどうだったのでしょうか。また、基本計画は、職員体制について、図書館サービスに熱意を持った有能な司書による職員態勢、年齢、経験ともにバランスのとれた職員構成、常に専門職員を配置することが必要であり、勤務体制に無理のないよう十分な人員を確保しなければならない等としております。現状はどうなっているのか、今後どのように改善しようとしているのか、教育委員会の回答を求めます。

質問の第2は、工業団地化構想の問題であります。

まず初めに、前議会後の経済情勢の展開をどう見るのか、市の構想の宣伝は楽観的過ぎないかについてでございます。

昨年秋まで、日本の輸出企業は、アメリカへの輸出で大変大きな利益を上げてまいりました。それが、9月15日のリーマンブラザーズの破綻で一変し、日本経済も大きく落ち込んだことは、皆さん御承知のとおりであります。

アメリカでは、4月30日のクライスラーに続き、ゼネラルモーターズも6月1日に破綻、実にアメリカのビッグ3中、2社まで破綻をいたしました。これをどう見るのか。アメリカ経済のさらなる縮小は必至であり、納品していた部品メーカーなど直接影響を受ける日本企業もあるようであります。

県内に目を転じますと、仙台市泉区にある東北セミコンダクタが2011年で閉鎖を発表し、従業員600人が解雇されることになりました。この企業は、アメリカのフリースケール社の子会社で、業界屈指の半導体メーカーと言われております。これまで仙台市は、33億円の助成金を支出しており、今年度は1,000万円を計上していると言われてございます。こうした中で、鹿島は、富谷町で区画整理組合を結成をし、北部道路の北側に199ヘクタールの工業団地を計画、来年7月に着工し、再来年の2011年から分譲を開始したいという報道がございました。日経によりますと、造成費は150億円と見られておまして、単純に150億円を199万平方メートルで割りますと、1平米当たりの単価は7,538円になり

ます。実際には、道路等の公共施設や利子負担、利益分等を取らなければなりませんので、もっと上がるでしょうが、1 平米当たりの単価は1 万円前後になるのではないのでしょうか。本市の工業団地の場合は、市試算では約6 万円ということでございました。こうして見てみますと、アメリカ経済は依然深刻で、県内からの撤退を表明した企業も出始めてございます。こうした厳しい経済環境下、富谷町への安い工業団地造成計画も浮上、本市の企業進出は極めて厳しい環境にあると言わなければならないと思います。

市は、市政だより4・5月号で、工業団地問題の特集を組みました。全体として、私は楽観的過ぎるという感想を持ちました。例えば、4月号で「宮城県には多くの企業が進出していますが、昨年秋以降の世界経済危機により、そのスピードは鈍ってくると思われます」としています。つまり、ベクトル、方向は変わらない、量が鈍るだけだという見解のようであります。また、5月号では、「世界経済危機により、東京エレクトロンやトヨタ自動車東北など数社で着工を延期するなどの影響はありますが、進出を取りやめた企業はなく」云々としてございます。しかし、昨秋からの経済情勢は激変でありまして、単なる量の変化、企業進出が鈍る程度の問題ではありません。また、東北セミコンのように撤退企業もあらわれ始めておるわけでありまして。また、5月号では、「県内の中央部に位置する仙台都市圏内の13の工業団地のうち、10ヘクタール以上の分譲可能地を有しているのは、4団地のみ」として、本市での工業団地の必要性を説いてございます。

しかし、先ほど紹介しましたように、再来年から富谷で約200ヘクタールの分譲が始まるわけでありまして、この説明も実情に合わなくなっております。このように、私は市の説明にますます無理が生じてきているように思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

工業団地問題の二つ目でございます。

先ほど申し上げましたとおり、今日の経済情勢、富谷町に造成される200ヘクタールの安い工業団地と多賀城への企業進出は、極めて厳しいと見ています。だからといって、私は、財政的にはさほど心配しておりません。市長は、来る企業がなかったらやめると言っているからであります。線引き変更のための2億円から3億円の支出は、もったいないと思いますが、市の財政にとって致命傷になるということはないだろうというふうに思っております。

私がむしろ心配しておりますのは、市みずからが、農業は展望がないから工業団地にしましょうと働きかけておきながら、進出企業はありませんでしたから皆さんまた頑張って米をつくりましょうという軌道修正をやったとしても、農家の皆さんが営農意欲、モチベーションを維持できるかどうかという点であります。きのうもこの地域を歩いてまいりましたが、美田が耕作放棄地となってしまうのではないかと心配をしております。その意味で、多賀城への企業進出の可能性が極めて厳しいにもかかわらず、市みずから農家の方々の営農意欲を喪失させるような行為は、問題だと私は思います。この点に関して、市長の見解を求めるものであります。

工業団地問題の3点目は、水害対策とのかかわりでございます。

最近ようやく、本市の水害情報がマスコミに載らなくなりました。しかし、86年の8・5水害、90年の三度の水害、94年の9・22水害と、多賀城は一躍水害に弱いまちとして有名になりました。私は、二度と本市の水害報道が全国を飛び交うことがないようにしなければならぬと強く思っております。

さて、私は、きのうも地図を片手に、一本柳工業団地予定地区の雨水排水状況を確認してまいりました。この地区の雨水排水は、仙石線により南側を堤防のように遮られておりま

して、下流への流れは高橋雨水幹線だけでございます。計画では、この断面は5メートル掛ける1.8メートルとなっているようですが、現況は仙石線との交差点で幅2メートルとなっております。仙石線で絞られているために、既に高橋の南部では、雨水の滞留の報告をされてございます。現況のまま工業団地の造成を行った場合、相当規模の防災貯留施設が必要と思われる。

そこで、お尋ねいたします。昨年11月11日の説明会で市は、防災調整池の面積を1万8,136平方メートルとし、これで十分だと答えてございます。その積算根拠をお聞きしましたら、県の防災調整池設置指導要綱とのことでありました。それで、この要綱に目を通しまして、平地部の1ヘクタール当たり750立方メートルを基準に算出したことがわかりました。しかし、私が、この要綱を読んだ限り、工業団地予定地域は平地部ではなく内水域であって、最低開発に伴う排除湛水量、すなわち開発に伴って開発区域に湛水することができなくなった量を設置しなければならないとなっております。私が計算しましたところ、深さを同じ2メートルとしますと、市が算出した面積の2.8倍の調整池が必要という結果が出ました。私は、市の試算は適用項目が間違っているのではないかと思います。答弁を求めたいと思います。

三つ目の質問は、多賀城跡及び同関連跡の整備についてであります。

御存じのとおり来年は「多賀城発掘50年」であり、同時にまた、「平城遷都1,300年」にも当たってございます。この問題については、私も何度も取り上げてまいりましたし、また同僚議員からもさまざまな提起が行われております。それに対する回答は、歴史まちづくり法が制定されたので、それに基づく計画を立てて推進するということだったと思います。ネットを開いてみますと、石川県金沢市、岐阜県高山市、山口県萩市など、既に10自治体が認定を受け、事業を展開しているようであります。本市も、ぜひこれらの自治体に続いていただきたいと思っております。

私がここで提起したいのは、それはそれとして進めていただきたいわけではありますが、多賀城発掘50年、平城遷都1,300年の記念すべき年に、何らかの記念事業を行っていただきたい。せめて、南北大路が遮られることなく眺望できるところまで持っていけないかということでございます。その立場から、以下の整備を記念事業としてやっていただくようお願いしたいと思っております。

一つは、(仮称)大路公園の整備でございます。河北新報、市政だよりでも紹介されましたが、4月23日、日本ウオーキング協会の皆さんが多賀城に到着をいたしました。比叡山からおおむね東山道のコースを歩いての到着でありまして、その距離約1,000キロメートル、古代の距離で言いますと、多賀城碑にありますように1,500里であります。奈良から多賀城までの距離が1,500里であったこと、両者は東山道で結ばれていたこと、多賀城は都市としての空間の広がりがあったこと等を示すのに最適の場所は、南北大路と東西大路が交差をする(仮称)大路公園の場所です。ぜひ記念事業として整備することを検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

二つ目は、政庁南側の駐車場の移転の問題であります。せっかく市民団体によりコスモス等が植えられて、南北大路の範囲がはっきりとするようになりましたが、写真におさめようとしますと車がカメラに入ってまいります。私は、多くの来訪者をがっかりさせているのではないかと危惧をしております。ぜひ駐車場の移転をお願いしたいと思っております。

三つ目は、現在、南北大路を遮る建物は、浮島田屋場圃の佐忠荘近辺だけとなりました。毎年2億5,000万円の買い上げをしているわけですが、ぜひこの買い上げをしていただいて、南北大路が遮られることなく眺望できるようにしていただきたいと思っております。

四つ目は、南北大路周辺の電線の地下埋設化であります。

以上につき、発掘 50 周年の記念事業として来年整備できないかどうか御答弁をお願いをしまして、最初の質問とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答えしたいと思います。

1 番目の図書館についてと 3 番目の多賀城跡・同関連跡整備について、この二つは教育長から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

私からは、2 番目の工業団地化構想についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、前議会後の経済情勢の展開についてでございますが、藤原議員からも御指摘があったように、アメリカ経済を牽引してきたビッグ 3 のうち、GM とクライスラーが、日本で言う民事再生法の適用がなされ、これらの企業と取引関係にある日本の自動車関係企業に影響が出ると思われます。

また、電子デバイス関連企業でも、多くの企業がリストラを敢行し、泉区の東北セミコンダクタなどの工場の閉鎖が相次いで発表されました。

しかしながら、悪いニュースばかりではございません。大和町のトヨタ自動車東北では、新型ハイブリッド車の売れ行き好調を受けて、部品の増産が始まったり、赤字基調が続いていたソニーの液晶テレビ事業において、来期末には黒字化が見込まれるなどの明るいニュースもありました。

また、経済産業省が 5 月 29 日に発表した 4 月の鉱工業生産指数も 2 カ月連続の上昇を示し、基調判断では「持ち直しの動きが見られる」と、前月の「停滞」から変更しております。

さらに、内閣府が 5 月 12 日に発表した 3 月の景気動向指数でも、景気の先行きを示す景気合成指数の先行指数は 6 カ月ぶりに上昇し、雇用の動きに持続性があるか注視が必要だが、先行指数には下げどまりの兆しが見られるとの見方を示しました。

100 年に一度の世界的規模の経済危機ではございますが、80 年前の世界恐慌当時と現代の情報伝達スピードの違いから、景気の回復は思いのほか早くやってくるのではないかと判断しております。したがって、この時期だからこそ、来るべき時代に備え肅々と事業を進展させる必要があると思っております。

次に、営農意欲を奪うことにならないか、耕作放棄地をふやすことになるのではないかと御質問についてですが、地権者の皆様には、まだ進出する企業が見つからない段階で過度の期待をされないよう、また区域・区分の変更がなされないうちは、あくまでも農地であり、土地利用についても従前のおりとなる旨の話をしてまいりました。確かに、工業団地化構想によって、この土地の農地としての将来展望は狭められます。しかしながら、地権者アンケートでは、この土地を活用して農業経営を積極的に拡大したいという方は皆無であったことから、工業団地化構想によって営農意欲が奪われるとは思っておりません。

次に、貯留施設の算出根拠についてであります。貯留施設の設置規模は、宮城県防災調整池設置指導要綱に基づき算出する流出抑制要領に準拠しております。この指導要綱における当該区域の必要貯留規模は、単位流出抑制容量 750m³/ha に事業区域面積である 15.7 ヘクタールを乗じて得た数値である 1万 1,775 立方メートルと想定しております。

なお、防災調整池の必要面積は、水深をどの程度にするかによって異なることから、今後さらに検討してまいります。私からは、以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

藤原議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1 点目の図書館基本計画とアウトソーシング推進の取り組みとの整合に関する御質問につきましては、議員の御指摘のとおり、アウトソーシングに傾いた議論になってしまったという一面があったと思います。これまでの議会における藤原議員の提起や、社会教育委員会での御指摘を受けて、今後は多賀城市立図書館としてのあるべき姿についても、十分に意を配して検討してまいりたいというふうに考えております。

2 点目の新規購入図書の実況についてですが、宮城県図書館協会の調べによりますと、平成 20 年度当初の予算ベースで、本市の市民 1 人当たりの資料費は 201 円となっております。全国平均の 233 円には及ばないものの、県内市町村平均値の 135 円よりも上回っております。県内 13 市の中では、塩竈市、角田市、岩沼市に次いで第 4 位となっており、必ずしも十分とは言えないものの、基本計画策定当時と比較すれば大分改善されているものと思っております。

また、協会の調べによると、本市の貸出冊数についてであります。市民 1 人当たり 5.87 冊となっており、県内 13 市では、本市が第 1 位であり、全国平均の 5.21 冊を上回っております。今後も、業務内の工夫などにより、貸出冊数はもとより、新規登録者の確保にも努力してまいりたいと考えております。

3 点目は、除籍に関する御質問ですが、蔵書数が年々増加することは、図書館の宿命であり、除籍することは避けて通れない課題でもあります。

そこで、除籍に当たっては、複数所有しているもの、情報として不必要になったものなど、資料的価値をその都度判断して行っております。また、除籍に当たっては、必要最小限にとどめることは当然のことではありますが、数年置きに除籍冊数が多くなることも事実です。御指摘のありました年度につきましては、そうした年に該当したということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

第 4 点目の書庫及び開架スペースについてですが、与えられたスペースでの創意工夫による運営に努めているものの、将来的に今のスペースで十分だとは思っておりません。今後、さまざまな手法を模索しながら検討しなければならないことだと理解しております。

5 点目の職員採用に関する御質問ですが、経験豊かな司書の退職時期が迫っていることから、今後司書の採用が必要となる旨のお話は、職員面談を通して聞いております。ただし、非常勤の場合は、正職員の採用となりますと正式な採用試験が必要となりますので、それ以上の話には至っておりません。

また、基本計画に書かれております熱意を持った有能な司書につきましては、現在の常勤司書 2 名、非常勤司書 7 名ともに熱意を持った司書であります。

さらには、バランスのとれた職員構成、勤務体制に無理のない人員確保につきましては、図書館に限らず全庁的な課題であるとも考えております。

続きまして、3 点目について御回答申し上げます。

来年の「平城遷都 1,300 年」と「多賀城発掘 50 年」の記念事業として、(仮称) 大路公園の整備、政庁南側の駐車場の移転、南門跡付近の土地買い上げと家屋移転及び南北大路周辺の電線の地下埋化を進められたいとの御質問ですが、御提案のありました四つの事業につきましては、特別史跡多賀城跡の整備・活用を推進していく上で、ぜひとも取り組んでいく必要があると認識をいたしております。これらのことにつきましては、今年度から策定することとしております特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画及び歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の中に盛り込みまして、具体的な事業として進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

回答があった順番で再質問させていただきたいと思います。

まず、工業団地化構想の問題なんですが、前議会後の変化といいますか、その中で、事象としては大体同じような認識だというふうに思うのですが、特に富谷への鹿島が造成する 200 ヘクタールの団地造成については、どういうふうに見ているのかということについて、これはぜひお聞きしたいと思います。

というのは、11 月 11 日の私どもの説明会の際もそうでしたし、それから市政だよりの中でもそうなんですが、何で工業団地をやるのかという理由の中に、先ほども紹介しましたけれども、県内の中央部に位置する仙台都市圏内の 13 の工業団地のうち、10 ヘクタール以上の分譲可能地を有しているのは 4 団地のみなんだと、だから工業団地が少ないんだということを理由の一つに挙げているわけです。そこに、いわば北部道路と東北自動車道のジャンクションの角のところに 200 ヘクタールの工業団地がどんとできまして、再来年から分譲が始まるんです。200 ヘクタールですよ。それから、単価はどうなるのかと。先ほど、恐らく 1 平米当たり 1 万円ぐらいになるのではないかという話をしたのですが、造成費は 150 億円なんだそうです。それで、面積は 199 ヘクタールだと。仮に 150 ヘクタールを売却可能だとしますと、150 億円割る 150 万平米、これを計算すると 1 万円とぼんと出てくるんです。だから、多賀城の試算した金額からすると 6 分の 1 なんですよ、富谷の鹿島がやる単価は。しかも、ジャンクションのすぐそばでインターもつくられるということになると、私は、経済情勢もさることながら、なかなか厳しいなというふうに思っているんです。その点について市長が触れていなかったものですから、その点についての認識を伺いたいなというふうに思います。

それから、農家の皆さんのモチベーションを低下させることになるのではないかということについては、ちょっと見解の相違があるんだということで、引き続き議論しましょう。

それから、工業団地の三つ目、水害との関係です。先ほど 1 ヘクタール当たり 720 立方メートルで積算をしたんだということでした。それは、私も、プロジェクトの方、あるいは下水道の方から伺っていたんです。

ただ、私が疑問に思ったのは、私も県の防災調整池設置指導要綱というのを読んだんですけど、この防災調整池の設置指導要綱というのは、地形を三つに分類して、こういう場合にはこうしなさいよと書いてあるんですよ。三つというのは、まず丘陵部、二つ目が平地部、平らなところですよ。三つ目が内水域というところですよ。

それで、平地部と内水域は、どういうふうに区別をするかといいますと、自然流下で川に流れているところを平地部と言うんです。それから、自然流下では川に流れていかないとところは内水域と言うんですよ。それで、そこを、この設置指導要綱では、きちんと区別しているんです。これは、丘陵部と平地部と内水域と。それで、内水域の場合には、どういう調整池にしなさいと言っているかといいますと、その要綱の第7条に出てきまして、式を言うちょっと面倒くさいんですけど、ある式によって算出した量から許容放流量というのを差し引いて、それに排除湛水量を足したものを調整池にしなさいと書いてあるんです。それで、私は下水道課からいろいろ聞いたんですけど、なかなかこれは出ないんだということで、教えてくれない。それで、前の二つの数字がわからなくても、はっきりしていることが一つあるんです。それは、排除湛水量は、少なくとも確保しなさいよということですよ、内水域の場合。じゃあ排除湛水量というのは何かというと、造成する前にそこにたまっていた雨水が、造成によってたまらなくなる、その分くらいは調整池をつくりなさいよということをやっているんです。だから、例えば田んぼに20センチメートルの深さで50ヘクタール水がたまるとすると、10万トンの水がたまるんです。深さ2メートルだと算定すれば、5万740平米の面積が必要だということになるんです。これは当然、先ほど市長が言ったように、深くすれば面積がその分少なくなるわけです。だから、私は、1万8,136平米というのは、どうも県の指導要綱からすると根拠がないのではないかと疑問を先ほど示したわけなんですけれども、それに対する回答がありませんでしたので、その点について明確な回答をお願いしたいと思います。

それから、水害対策の問題で、もう一つの問題なんですけれども、尾口議員も触れましたけれども、8・5水害のときに、例えば東洋刃物の焼き入れをする、地下にあった油の油槽ですね、それなんかに入水して「多賀城出ていくぞ」ということで、大変東刃の会社なんか怒ったわけです。だから、造成しましたと、そして水害になりましたということは、これは絶対避けなければいけないと思うんです。それを考えた場合に、先ほど尾口議員の答弁には、国道45号線の高さとの比較で、市道よりも高くすれば水害に遭わないんだと言ったけれども、明らかに国道45号線よりも仙石線の方が高いんですよ。だから、高橋の水田地帯の南側を囲むようにといいますか、南側にだあと仙石線という堤防があるんです。45号線より高いんですよ、それで出口は1カ所しかない、水の出口は。それは、高橋雨水幹線しかないんですよ、あそこから流れ出るところは。

そして、計画では、幅5メートル、深さ1.8メートルの水路が必要だというふうになっているのですが、私は、きのうも見に行きまして写真を撮ってきたんですけど、仙石線のところだけきゅうっと狭まっているんですよ、行ってみればわかりますけれども、2メートルしかありません。だから、高橋の水は、今のままだったら、あそこでとどまってしまいます。そうすると、もし工業団地をやるとなると、未整備分の高橋雨水幹線の工事をやらなければいけない。

それから、この予定地域のもう一本の計画上の出口は、臨海鉄道と仙石線が交差するところから水を抜いてくるという計画なんです。そこは、六貫田雨水幹線という幹線名にしているんですが、ここも仙石線の前のところまで整備したんですが、そこから先は未整備なんです。それから、ここを整備すれば、当然中野ポンプ場のポンプの増設をやらなければいけないんです。かなりのお金がかかる、これは。だから、私は、もし本当にここに工業団地をつくるのだったら、今言った高橋雨水幹線、六貫田雨水幹線の整備をやって、中野ポンプ場に増設をして、1秒間にきちんと32.810トンの排水ができるようにしなければだ

めだと思っんですよ。工業団地造成に批判的なんですけれども、もしやるとすればですよ、この整備をきちんとやらなければいけない。そのお金が幾らかかるのか。皆さん方は、どっちみちこの工事はやらなければいけないからといって、いわゆる工業団地造成工事から除外しているんですよ。だけれども、実際には一緒にやらなければいけないんですよ。それで、果たして幾らかかるのかということ、この場できちんと説明をいただきたいというふうに思います。

それから、図書館、教育委員会の方まだ言っていないんだよね。疲れてきたので、まず図書館については、どういう図書館を目指すのかということ、議論しないで、アウトソーシングばかりやっていた嫌いがあるので、そこは改めますということだったので、そういうことで、要するにやってください。

それから、一つだけ、私は、今度の一般質問の通告に、何で新刊図書の予算が減っているのかとか、助成金のやつをわざわざ出したかということ、別に古いやつをほじくっていじめようなんて思ったんじゃないんですよ。結局何かあるかということ、書庫が満杯らしいんですよ。だから、アウトソーシングだけ考えないで、どう充実させた図書館にしていくかということ、考えた場合に、しかも駅前には、図書館でなくて情報発信館にするという場合に、今の場所をそのまま使っていかなければいけない。そうした場合に、最低限書庫は充実させないと、やはり無理して除籍をどんどんやらなくてはならないということになってしまっんですよ。だから、そこを私は、将来の課題にしないで、蔵書の部分だけについては早急に検討していただきたい。職員の体制等については、一番最初に挙げたところできちんと御議論していただきたいと思うのですが、書庫のところだけは、私は急いで検討していただきたいと思っんですけれども、これは再度答弁をお願いしたいと思っんです。

それから、来年できるだけ、発掘 50 年、奈良遷都 1,300 年に合わせてやれるものはやろうと提起したんですが、なかなかそうならないみたいだね。

ただ、私は、基本的には、皆さんの方向でいいと思っっているのですが、やはり何かの記念する年になったときには、それに合わせてやるということもやっていかないと、なかなか事業が前に行かないんですよ。そういう意味で、引き続き盛り込めるものは盛り込むということで、ぜひ再度頭をやわらかくして検討してほしいと思っんです。教育長からは 2 点について、蔵書の書庫の件と最後まで来年度に盛り込めるものは努力してほしいということで、2 点回答をお願いしたいと思っんです。

長くなりましたけれども、再質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初は工業団地の関係で富谷への団地造成、200 町歩ほど造成されていると、鹿島の方でやっているのをどう見ているかというふうな話でございますけれども、場所的なものは違いますね。多賀城の位置づけと富谷とでは、やはり私は全然違っと思っんです。仙台港に近いという条件的なものがありますし、確かに地盤的なものとか、あるいは排水路の面とか、その辺はちょっと違っかと思っんですけれども、位置的なものが違っということで今までも 2 回ほど、ある企業から照会がございました。やはりそれは、仙台港に近いということで照会があったものというふうに思っんです。ですから、値段的な、土地の平米当たり何ぼで上がるか、坪当たり何ぼで上がるかというふうな、幾らで上がるかという値段的な高い、低いというものはあると思っんですけれども、それだけ価値があるから企業の誘致の問

い合わせ等あるわけございまして、ですからそれで頑張ってまいりたいなというふうに思っております。

それから、この団地造成、工業団地の関係で防災調整池の関係がございましてけれども、大分細かいところまで、平地部と内水域では自然に流水、流れるかどうかによって違ふとか、それから排除湛水量は調整池をつくれとかなんとか、いろいろな難しい問題御指摘いただきましたけれども、これに関しましては、後で建設部長の方から説明させますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。私からは、以上です。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

まず、簡単な部分から御説明申し上げますと、当該地の下水の雨水排水計画でございましてけれども、まず六貫田の雨水幹線、これは八幡小学校の南側から仙石線沿いに臨海鉄道まで向かって行きまして、臨海鉄道を横断する部分まで、この部分について約 7 億 7,000 万円ほど見込んでございます。

それから、もう一点、高橋の雨水幹線の整備でございましてけれども、これは高橋の土地区画整理ということで、区域界から、おっしゃるとおり仙台の行政界を南下しまして、仙石線を横断して、今の三陸縦貫道、仙塩道ですね、あの部分までが未整備でございまして、この部分については 13 億 8,900 万円、ざっぱな数字でございましてけれども、を見込んでございます。

それから、もう一点、ポンプ場の増設関係ですけれども、3 台で 2 台移増設ということで、この部分につきましては、多賀城市の負担分、これを 3 億 5,000 万円ほど見込んでございまして、全体としましては 25 億円ぐらいの金額が必要だというぐあいに把握してございます。

それから、防災調整池の関係でございましてけれども、おっしゃるとおり内水域、それから平地部という部分もございまして、これは下水との関係で、合理式という計算式でやるんですけれども、これは流出係数のとり方等々の問題があつて、ちょっと計算に手間取るとということで、今回は、平地部の恒久調整池、暫定調整池と恒久調整池という部分で、恒久調整池というもので一応仮定してとっているという内容でございまして。

詳細につきましては、下水の整備計画だとか、先ほどお話しした流出係数、それから合理式等々でやっていきますので、実際に全体としてどうなるかという部分については、今後計算し直さないと実数として出てこないという状況でございまして。以上でございまして。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

「気候の語る日本の歴史」、貴重な蔵書が不明になったというふうなかつてのこと、私も聞いております。先ほども申し上げましたとおり、あのスペースでいいとは思っておりません。これから駅周辺の動きも出てくるので、私も期待感を持ちながら、そういう中で十分な管理ができればなというふうに思っております。

それから、重要文化財「壺碑」のときには10周年、これにも御意見を賜りまして、すばらしい開催ができましたので、四つ全部するということはできませんが、何らかの記念行事は持ちたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

最初に教育委員会、教育長の答弁なんですが、とりあえずあれでよいとは思っていないということなので、蔵書についてね、現状認識は一致しましたので、ぜひ先延ばしにしないで蔵書の書庫のことは考えてください。

それから、これは「御所物語」というやつなんです。多賀城市立図書館、「御所物語」ですよ、何でこんなのが除籍されるのかわからないですね。私、たまたま通りかかって、書棚にあったので、こんなの除籍していいのかなと思いつつ、でも除籍するというからもらっておこうと思ってもらっておいたんですけども。天皇の御所の、いわばいろいろな角度からの解説書なんです。私は、これもちょっと疑問に持ちました。だから、いろいろ司書の皆さんも迷いながら除籍したんだと思うんですけども、基本的には、やはり書庫スペースが決定的に少ないと、飽和状態になったというのがあったんだと思うんですよ。だから、そういう意味で、ぜひ先延ばしにしないでこれはやってください。

それから、四つ全部は無理だと。史跡の整備なんですけれども、私も、四つやってくれとは言ったんですけども、四つ全部やってくれるなどとは思っていないんです。とにかく、私の意図は、南北大路をずうっと見渡せるようにぐらいは来年やれませんか、そういう意図なんです。だから、そういうことで可能性を追求していただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。教育委員会関係は、答弁は不要です。

それから、工業団地問題です。富谷のやつは、場所が違う。それは場所が違う、だから富谷と多賀城で別個になっているので、場所は違うんですね。ただ、やはり片や1万円、片や6万円ですよ。私は、ちょっとこれは大変だなと思っています。でも頑張ると言っているから、これ以上答弁を求めても同じ答弁しか返ってこないと思うので、この点については答弁は不要です。

水害対策の関係です。厳密に言うと内水域だから、先ほどの式で計算しなければいけないんでしょう。だから、私は、本来であれば議会にきちんと説明すべきだと思います。どういう積算根拠でやったのか。多賀城は、何回も水害に遭っているんですから。建設水道の委員会にだって説明していないでしょう。だから、私は、もう少し、工業団地をつくるんだつくるんだというだけではなくて、水害の影響がどうなるのかということをもっと真剣に考えてほしい。市長自身にも、私は考えてほしいと思うんですよ。だから、例えば水害の問題はどうなんだと聞かれたときに、私はわかりませんから担当の部長にというのは、私は、このプロジェクトを強かに進めようとしている市長としては、まずいと思います。やはり3回も大きな水害を受けているんですから、私はそういうところまで踏み込んだ検討を、ぜひ市長にお願いをしたいというふうに思います。

それで、まずこの点をお答えいただきたいのですが、防災調整池をつくることと、それから下水道雨水排水計画に基づいて整備することというのは、どういうふうなかかわりになっているのかということについて回答いただきたい。全く切り離されたもので、いわゆる県の要綱に沿って防災調整池をつくって、下水道雨水排水計画は、それはそれでまた別個にやるということなのか、その辺の関係をお聞きしたいと思います。

それから、未整備の雨水排水の整備は25億円かかるという話でした。これを一気にやるというのは大変なことです。私は、差し当たり、工業団地をつくるかつくらないかにかかわらず、仙石線の2メートルのところだけは広げないと、今の住宅地自体に被害を及ぼす可能性があるのではないかと。実は土曜日に、多賀城懇話会というところが主催して、この問題でシンポジウムをやったんです。そうしましたら、高橋の方が来て、ここは専用住宅地域だということで単価が高かったけれども、ここに来たんだと。ところが、隣に工場ができるという、一体何だと。そして、雨が降ったら道路に水が流れるんだという話をしていましたよ。だから、現在既に高橋の住宅地の南側の道路には水が上がるらしいんですよ、私は見ていないからわからないんだけど。その方が言うには、それを考えると、全部整備すると25億円もかかるけれども、とりあえず仙石線の下を2メートルを5メートルに広げると、あとは田んぼにだっぴりと水がたまるわけだから、流れる分は流れていくんです。それで、仙石線のところだけが極端に2メートルになっているから、あそこを計画に基づいて5メートルに広げれば相当流れるようになります。私は、これは工業団地に関係なく、それは早急にやらなければいけないのではないかと考えているのですが、その点について市長の答弁を求めます。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

排水関係につきまして、私もまだ見ていないところがあるので、現場にも直接行って見てみたいというふうに思います。

それで、詳細につきましては、建設部長から答弁させますので、お願いいたします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

第1点目の防災調整池と下水道雨水排水の関係でございますけれども、基本的にこの部分につきましては、流出係数ということで、一本柳の部分については、宅地の係数をとってございますので、それらができ上がれば防災調整池は不要になると。これは、高橋の区画整理と同じでございます。城南も同じでございます、基本的には下水の雨水排水ができ上がれば調整池そのものは必要なくなるというぐあいに考えてございます。

それから、仙石線の横断部分、これは議員のおっしゃるとおり、私たちもそのように認識してございまして、至急かかりたいというような考えでおります。おっしゃるとおり工業団地に関係なく、いずれ高橋やなんかもできていますし、高橋の上の暫定調整池でございますので、あれらの土地を考えればどうしてもやらざるを得ないと、このように認識してございます。以上です。

○議長（石橋源一）

次に、13番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（13番 吉田瑞生議員登壇）

○13番（吉田瑞生議員）

私の質問は、小学校低学年から国語辞典を用いた国語教育の「辞書引き学習法」の授業実施についてであります。

小学1年生から国語辞典を用いた国語教育の「辞書引き学習法」を授業に取り入れて、語彙をふやし、豊かな言語感覚と「日本語力」を身につけることについて伺います。

学習指導要領は、日本の学校教育における教育内容を文部科学省が定めているもので、どんなことをどの学年で学ぶのかについて規定しています。昭和23年に第1回の試案が発表され、昭和27年に第2回目の試案が出された際、昭和30年に第1回目の学習指導要領が発表されました。現在までに大体10年に一度改訂されています。教科書は、すべてこの学習指導要領に基づいてつくられ、検定を受けて合格したものが教科書として採用されています。長い間、学習指導要領では、国語科で国語辞典の指導を開始するのは4年生からとしていました。平成10年の改訂以降、3年生からの指導ということになっています。学習指導要領は、全国の小学校で同じような教育内容を教え、子供たちの一定の学力水準を確保するために必要なものであることは理解できます。

ただし、これらのことをどのように解釈し、どのように指導するかによって、子供に身につく学力、実力、学習への姿勢、意欲は違ってくると言われています。子供の成長に見合った指導を行うことが大切なことなのでしょう。

国語辞典の辞書指導も、学ぶ心を育てるために、好奇心旺盛で言葉の吸収力の最も高い小学校低学年から始めることに大きな意義があります。子供の成長課題は何なのか、このことは、子供を教育する上で欠かせないことです。子供の成長に見合ったその時期に指導を行う成長課題が存在するのは、当然のことです。これは、学習面だけに限りません。生活習慣でも、身につけておくべき事柄は多々あります。子供が早寝・早起きをして、規則正しい生活をするのは、必要不可欠なことです。子供の成長課題は何なのか、学校はその答えを持っているはずです。

辞書引き学習法とは、小学校では3年生で使い始める国語辞典を小学1年生から引かせることで学ぶ意欲を高める学習法であります。辞書引き学習法を授業に取り入れた第一人者で提唱者の、現在の立命館小学校校長深谷圭助先生は、愛知県刈谷市立亀城小学校に着任した平成元年、1989年に、小学1年生に辞書を使わせようと考え始めたと言っています。先生は、「辞書を使う学習法は、一定量の知識を詰め込む教育とは違って、好きなだけ自主的に学べるので、子供の無限の可能性を最大限に引き出すことができると実感している」と言います。平成21年5月25日月曜日、NHK総合テレビ、NHKニュース「おはよう日本」、午前7時25分ごろから10分間ほど辞書引き学習法が放送されました。放送では、立命館小学校校長深谷圭助先生が取り組まれている小学校低学年から辞書を使う授業と千葉県市原市立水の江小学校1年生の、辞書を引いて国語力アップの風景などがリポートされていました。

現在、教育の現場では、学力低下だけでなく、学習意欲の低下、学習態度の悪化が深刻な問題になっています。なぜ子供たちは知的好奇心を持たなくなってしまったのでしょうか。その原因はどこにあるのでしょうか。これらのことに対する取り組みとして、学力が伸びる時期に子供の才能を引き出そうという深谷圭助先生の辞書指導の学習について、以下12項目に分けて紹介いたします。

1.1 冊の辞書さえあればいろいろな新しい知識を得ることができます。

2.辞書を開くといろいろな言葉と出会うことができます。

3.辞書は、わからない言葉があったら引くと思っている人がいるかもしれませんが。わからない言葉を調べることも大切ですが、辞書を使っていろいろな勉強ができることに気がつくことの方が大切なのです。

4.そこまで、辞書と深くつき合ったことがある人は少ないのではないのでしょうか。それは、学校の勉強が余り辞書を引くことを必要としないことに原因があります。

5.辞書を使えばいろいろな勉強ができます。興味を持ったことをさらに広げたり、深めたりする勉強ができるのです。

6.辞書を使ってみると、どんどん新しい知識が広がっていきます。辞書は、いろいろなことを教えてくれる先生であり、みずから学ぶ力がついてきます。

7.子供が具体的に見聞きする体験や活動とそれを象徴する言葉を結びつける結節点に、国語辞典が位置づけられるのです。

8.総ルビつき、すべての漢字に振り仮名がついていて、1年生から使える使いやすい子供に適した国語辞典を使います。

9.保育園、幼稚園の年長のころには、話し言葉から書き言葉に興味、関心が広がってきます。そして、1年生から2年生にかけて書き言葉への興味は頂点に達します。この時期に書き言葉のバイブル、国語辞典を子供に与えるのです。

10.1年生の時期は、筆圧も安定せず、漢字のように複雑に入り組んだ文字を書くことは難しいかもしれませんが。しかし、辞書を使いながら漢字の形を覚えたり、読ませることは、1年生からでも十分可能です。1年生の後期から大き目のます目のノートを用いて漢字の練習をさせることは、大変重要なことです。

11.辞書を引き、語彙をふやして、豊かな言語体験を得て、国語感覚と日本語力を身につけていきます。

12.学ぶ動機づけは、学校の授業で先生たちが最も熱心に取り組んでいる課題の一つです。言葉を辞書で引いたりすることで、学び始める動機を得ることができます。みずから学ぶ機会が保障される、それが辞書引き学習法の最大の特徴なのです。

以上、これらの取り組みによる教育実践の先進的な経験や実績などの糧と教訓に学びながら、教育委員会や校長会や市教研などで調査研究し、辞書引き学習法の授業実施に向けて検討し、取り組まれないのであります。

なお、すべての漢字に振り仮名のついている総ルビつき国語辞典は、多くの出版社から発行されていて、今やどこの書店にも置かれており、特別コーナーの設置が設けられているほど国民的関心の高まりを見せていることを申し添えて、市長の所見を伺います。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問にお答えいたしますが、この件に関しましては教育長から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

国語辞書をいつも手元に置き、必要な文字や語句について調べる習慣は、知的好奇心を呼び起こし、自信や学習意欲につながるものだと思います。

本市におきましては、既に市内4校の小学校で辞書引き学習法に取り組んでおります。それによりますと、子供たちの言葉に対する関心や学習意欲が高まってきているとの報告を受けております。

今後は、個別指導や継続的な指導をしていくことにより語彙がふえるとともに、読解力が向上し、さらに日本人として大切にしなければならない母国語である日本語力が、今まで以上に身についていくものと考えております。

このことによりまして、教職員の研修会におきまして、市内の実践校の成果をそれぞれの教師に御紹介できればというふうに考えております。以上であります。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

一つは、今の教育長の答弁で、本市内における4小学校で辞書引き学習に取り組んでいるという答弁でありましたが、それは何年生から取り組まれているかについても、あわせて御説明を願いたい。

二つ目の答弁にありました、それらの取り組みについて、教職員の皆さんの研修会で紹介などをして、広く全市的な取り組みにしていく旨の答弁がありましたけれども、ぜひそのことを具体的に計画的に系統的に取り組んでいくような、その中身についての所見を二つ目には伺います。

それから、ずっと以前から私も、朝の10分間の読書について述べてきた経過がありますけれども、本市内における小学校6校のほぼすべてに及んでいるやに伺っておりますけれども、それらのことも実施されているということで、一部実施されていない学校があるようですが、これらも長年先生方、教育委員会が苦労して、いろいろな先進的な全国の例などを学んだり、研修したり、調べたりしながら取り組んできていて、今日に至って大きな成果をあらわしているということなどにも、この辞書引き学習法を取り入れることについても、さらにそういう経緯もあって今日に及んでいることも踏まえて、自信を持ってその糧を培っていただくように、取り組みをなお一層推進されるようにしていただきたいと思えます。

それから、全部の漢字に総ルビが振ってあるという辞書なんですけれども、これは小学館が発行していて、これも古くから、たしか1958年、昭和33年に初版本が出ていて、各小学校で、先ほど述べた4年生や3年生の段階から使われてきたB6判の辞書であったわけですが、今日では、これはA6判のような形で少し大き目につくられていて、こういう辞書

を推奨していただくように、これは我々自身もそうですけれども、教育委員会としても、各学校においても、また PTA や父兄に対しても、改めて紹介をしていただくということで、啓蒙を図っていただくようなことにも意を用いていただければありがたいと思います。

御承知のとおり、この辞書は、編者が金田一京助先生で、今またこの本は、全国の学校図書館協議会の選定図書にも選ばれているということでもあるので、その辺についても推奨の論拠としていただいて取り扱いを図っていただくことを、ぜひ所見伺いたいと思います。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

辞書を引くというのは、好奇心あるいは学習意欲というふうなことだけでなく、主体的に学ぶという、学習の主体化といいますか、主体的学習といいますか、そういうふうなものに通じるものだと思います。

学習指導に当たっては、目標を、どんな手法で、どのような指導法で達成するかというわけですので、これも一つの手法だというふうに思います。

それで、市内の様子を御紹介申し上げますと、市内では、全校で取り組んでいるのは多賀城小学校、これは1年生から取り組んでおります。それから、学年で取り組んでいるというのは、山王小学校3年生と6年生、学級で取り組んでいますよというのは天真小学校の5年1組、多賀城東小学校の3年4組ということで、それぞれの考え方によって、こういうふうな手法だったらさらに学習の目的が達成されるんだろうということで取り組んでおりますので。はるかかなたの学校でなくて、身近にそういうふうな学校がありますので。市内には、多様な教職員の研修会が幾つか、いろいろな種類がありますので、そういうふうな場所で教科別に行う研修会もありますし、全教職員の研修会もありますし、どの場面で行うのかというのは、ちょっとここで即答はできませんが、そんな機会に身近な実践校の発表などがあればなというふうに考えております。

それから、朝の読書については、新しく多賀城市に転入してきたある中学校の校長先生が、「いやあ、びっくりしました。朝の学級活動とあわせながら読書活動があって、もう本当に物音がしない、しーんとして、子供たちの読書活動が進んでいる」というふうなことで、いろいろこれまでもブックスタートなどの紹介もあたりなんだりしながら、子供たちの読書推進事業が大分浸透してきているのかなというふうな思いをいたしております。

それだけでよろしいですね。（「辞書」の声あり）小学館の辞書の判が大きくなったというふうなことですが、教職員のいろいろな会議がありますので、そんなときに実践校などのことも含めながら、ただ全員そろえるというふうなことにはいかないかと思いますが、徐々に浸透していくのであればいいのかなというふうに思います。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

徐々に浸透ということでありましたが、一つ具体的に、取り扱いについてはさまざまな方法があるのですが、一つだけ、こんなことも考えていただきたいということで述べさせていただきます。

先ほども、冒頭の質問の中でも、校長会という表現を使いました。それで、市教研のことも述べました。それで、国語科担当の先生もおられるようでありますから、ぜひこれらの取り組みについて、校長会や市教研や国語科担当の先生や各校長先生などの、たくさん持っているいい教育実践の内容を広く深く、しかも極めて重要なテーマとして取り上げていただいて、協議を、話し合いを進めていただくと。そのことに、市の教育委員会も指導をしていただきながら、助言もしていただきながら、全体を支えていく。そして、再質問のときにも触れましたけれども、我々含めて、さらに教職員の先生初めPTAとか、それから各父兄とかが、全体的に新たにこういうテーマについて考えていこう、考えてみよう、取り組んでいこうじゃないかというようなことを、実践校などの発表なり、経験交流なりを紹介していくと。こういう企画がある、こういう取り組みがある、こういう集いがある、ぜひ御希望の方はというようなことを、せっかくの機会ですから、皆さんにお知らせをする。そういう推進策について、もう一度所見を最後に伺います。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

すばらしい御提案というふうなことで、校長会にとどまらず、いろいろなそれぞれの職能といたしますか、立場の会議、その他研修会がありますので、こういうふうな場所で広く周知を図ればなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 39 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 6 月 16 日

議長 石橋 源一

署名議員 伏谷 修一

同 米澤 まき子